

第 2 期
あま市子ども・子育て支援事業計画（案）

令和 2 年 3 月
あ ま 市

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	6
第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 あま市の状況	8
2 アンケート調査結果からみえる現状	20
3 第 2 期計画策定に向けた課題	33
第 3 章 計画の基本理念、基本目標	38
1 基本理念	39
2 基本的な視点	40
3 基本目標	41
4 施策の体系	43
第 4 章 施策の展開	44
基本目標 1 子ども豊かな個性と生きる力を育みます	45
基本目標 2 家庭における子育てを支援します	49
基本目標 3 地域におけるすべての子どもの育ちを支えます	56
基本目標 4 仕事と子育ての両立を推進します	61

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 . . . 64

- 1 教育・保育提供区域の設定 65
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方 66
- 3 人口の見込み 69
- 4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育 70
- 5 地域子ども・子育て支援事業 75
- 6 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 90
- 7 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項 91

第6章 計画の推進に向けて 92

- 1 計画の進捗管理 93
- 2 計画の推進 93



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 社会動向・・・・・・・・



我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んでおり、経済発展と社会的課題の解決を両立し、

快適や活力、質の高い生活が、年齢や性別に関係なく恩恵を受けることができる人間中心の社会へと発展していく中で、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成31年4月時点の全国の待機児童数は1万6,772人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

(2) 国の動向・・・・・・・・

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応で

きる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

(3) 愛知県の動向・・・・・・・・

愛知県においては、平成22年3月に、平成26年度までの5年間を計画期間とする「あいち はぐみんプラン」(第二次愛知県少子化対策推進基本計画)を策定し、中長期的な視野に立った少子化対策について、若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた体系を設けて施策を展開しており、子ども・子育て支援新制度の施行及び次世代育成支援対策推進法の改正を受けて平成27年3月に「あいち はぐみんプラン 2015-2019」を策定し、中長期的な視野に立った少子化対策を推進しています。

2 計画策定の趣旨

(1) あま市の動向・・・・・・・・

本市においては、平成27年3月に「あま市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健全育成と子育て支援の施策を総合的な推進に向け、子育て支援の充実や待機児童の解消、児童虐待防止、子どもの貧困対策をはじめ、様々な取り組みを進めてきました。

このような中、第1次あま市総合計画では、子どもが健やかに育ち子育てしやすい環境づくりや生きる力を育む教育等の施策を進めており、現在、「勇健都市あま」を基本理念に掲げ、施策の一つとして「子育てと教育、健康づくりの環境が充実した『勇健な教育・健康未来都市』」を推進しています。

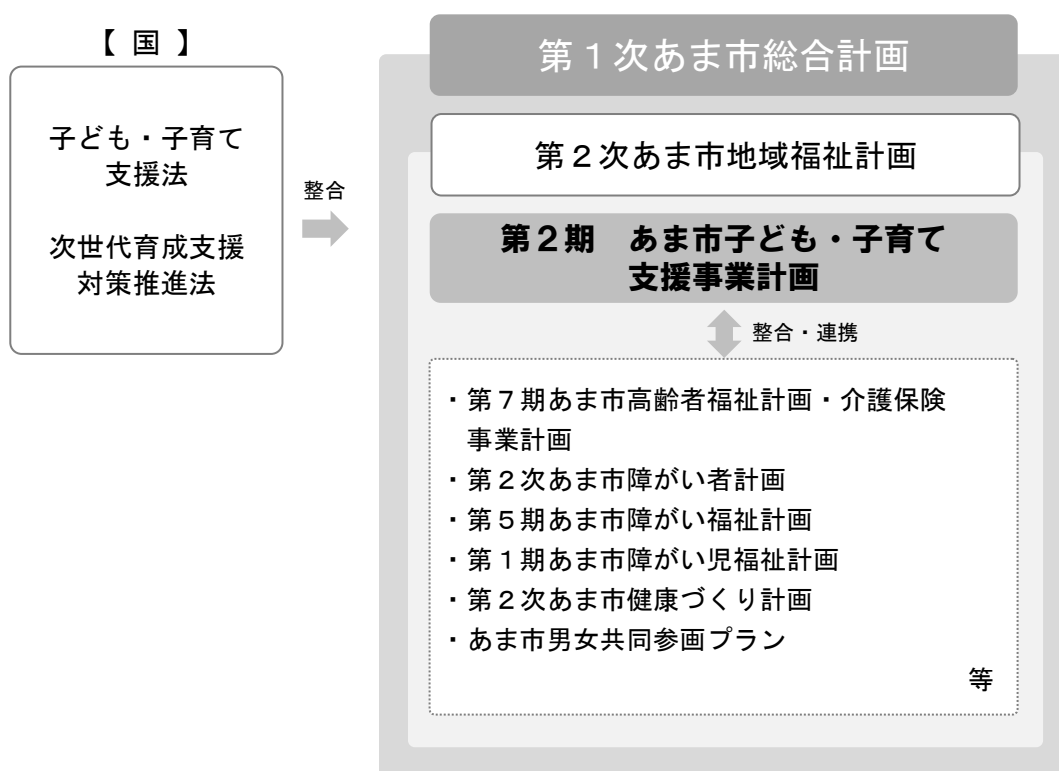
また、核家族化の進行などにより人との関わりが希薄化する中、あま市の未来を担う子どもを社会全体で育てていくため、これまでの本市の培われてきた地域力や市民力を活かした施策の推進が必要となっています。

そのため、本市の子どもが健やかに育つよう「子どもの最善の利益」を最優先としつつ、これまでの次世代育成支援の施策の進捗状況やその効果等を踏まえ、引き続き「あま市子ども・子育て事業計画」の方針を引き継ぎながら、今後5年間における施策の方向性を明確に示すとともに、社会状況の変化に対応しつつ、平成27年度に策定した「あま市教育大綱」や平成30年度に策定した「第2次あま市地域福祉計画」などの各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、第1次あま市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期あま市子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施・・・・・・・・

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

- ・あま市に在住する就学前児童の保護者
- ・あま市に在住する小学生の保護者

② 調査期間

平成31年1月

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	1,500通	814通	54.3%
小学生の保護者	郵送による配布・回収	1,500通	821通	54.7%

(2) あま市子ども・子育て会議による審議・・・・・・・・

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「あま市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議します。

(3) パブリックコメントの実施・・・・・・・・

令和元年12月～令和2年1月にパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



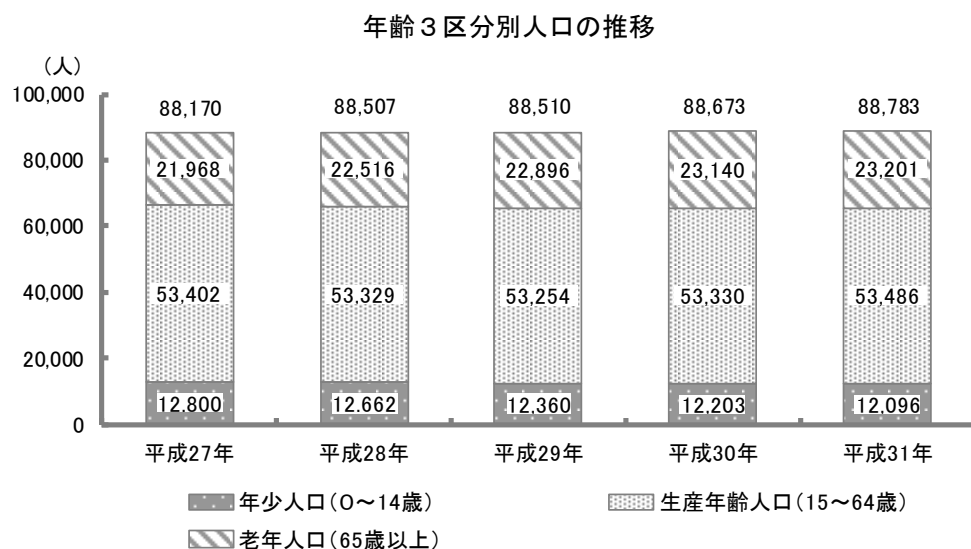
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 あま市の状況

(1) 人口の状況・・・・・・・・

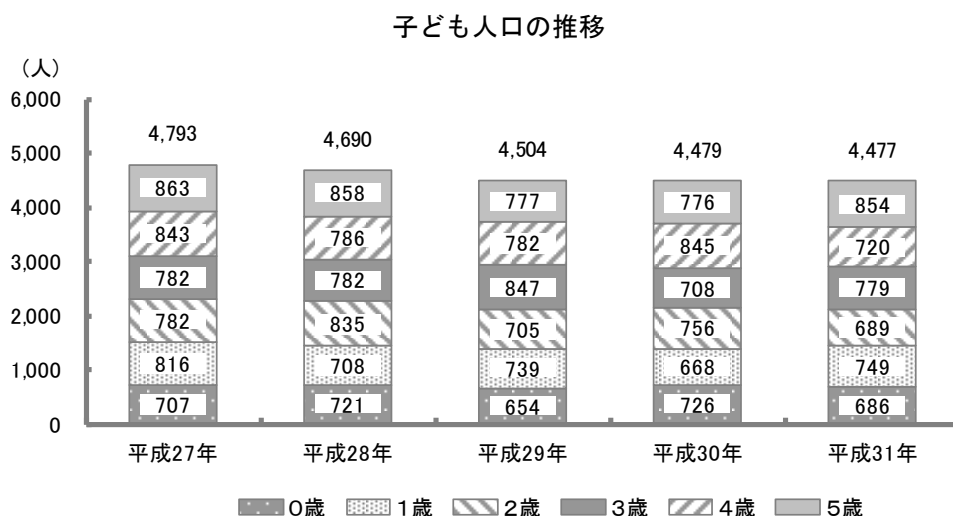
① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年で88,783人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



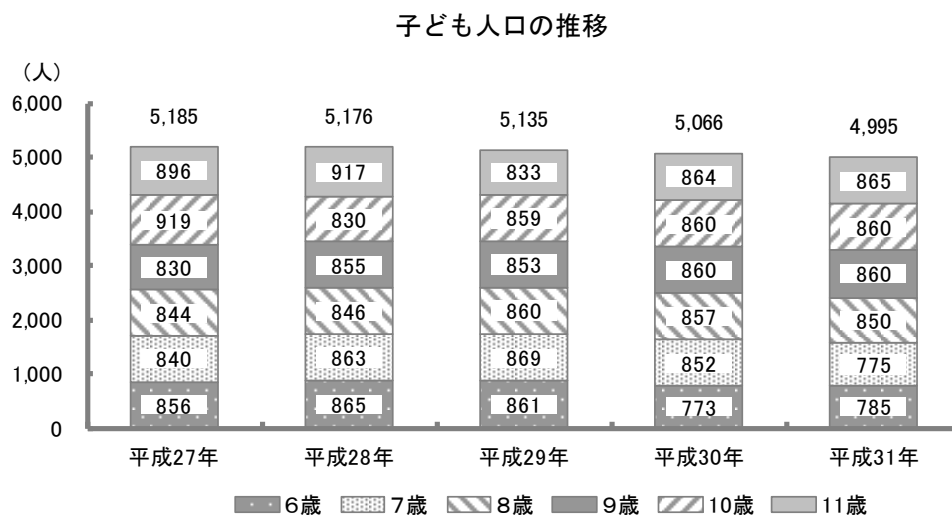
② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で4,477人となっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で4,995人となっています。



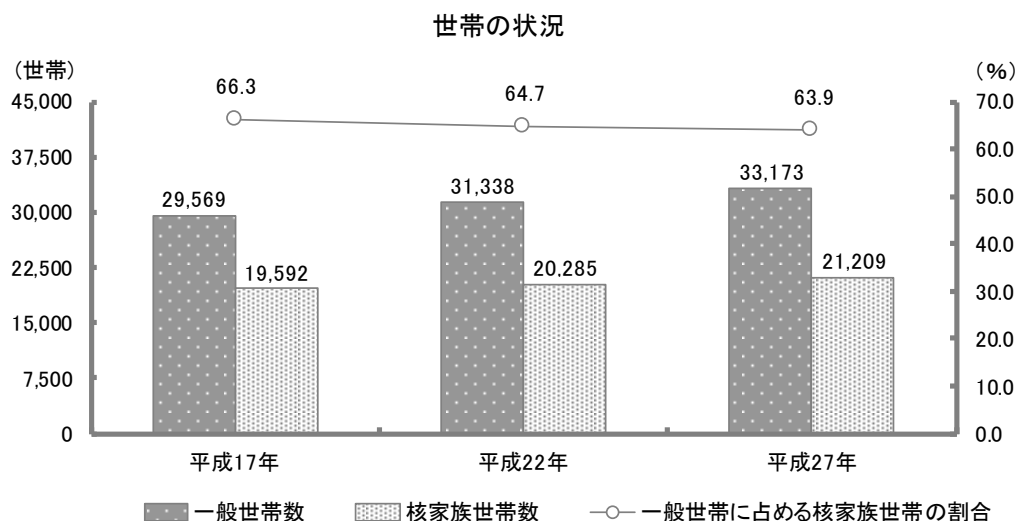
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

本市の人口の状況を見ると、社会動向や市の政策等の影響により、平成27年以降、総人口が増加しています。子育て世代に着眼すると、特に0歳からの年齢進行において、増加傾向にあることから、乳幼児の子どもを持つ世帯が転入していることがうかがわれ、子育てしやすいまちを特徴づけるデータとなっています。

(2) 世帯の状況・・・・・・・・

① 一般世帯・核家族世帯の状況

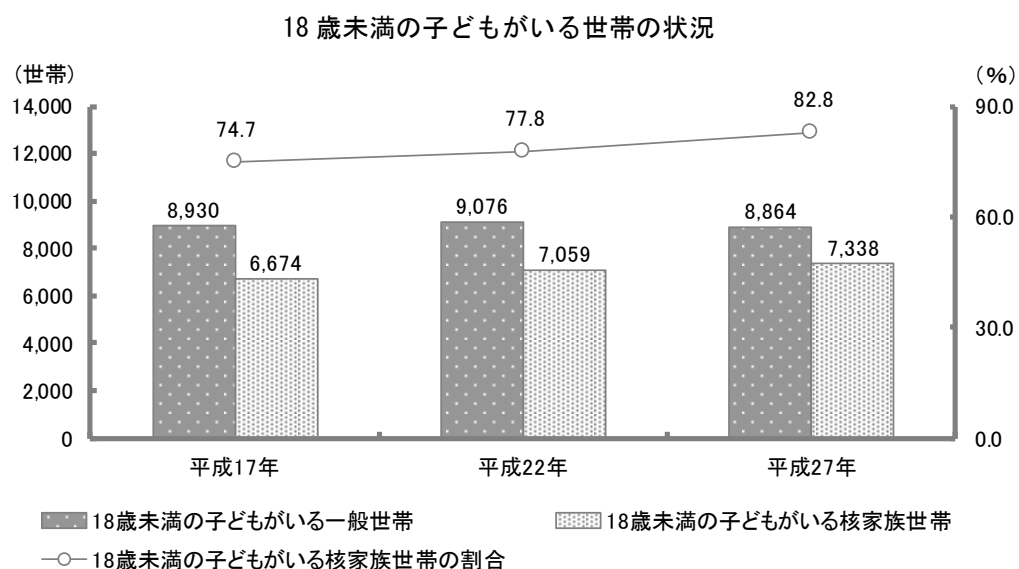
本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で21,209世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

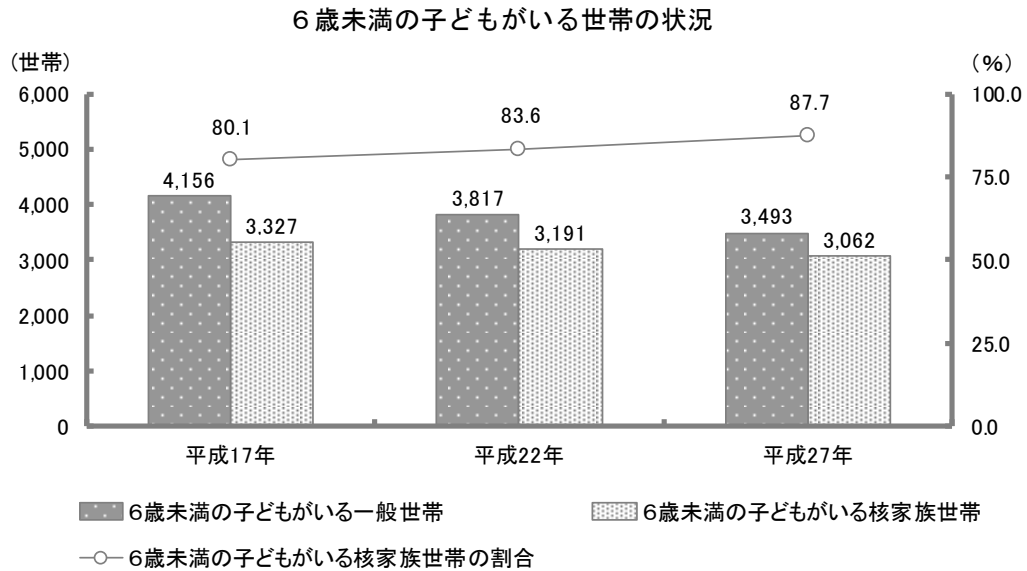
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は平成17年から平成22年にかけて増加し、その後減少しており、平成27年で8,864世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査

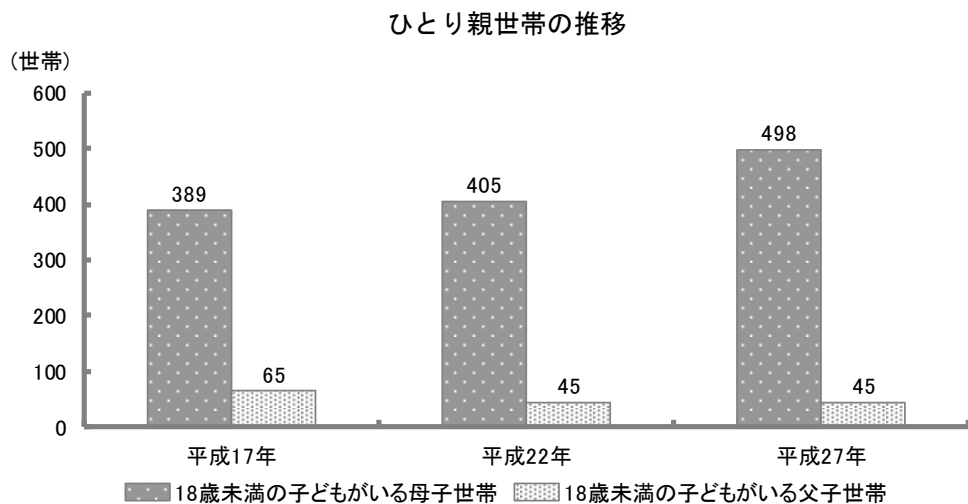
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で3,493世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯も年々減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で498世帯となっています。

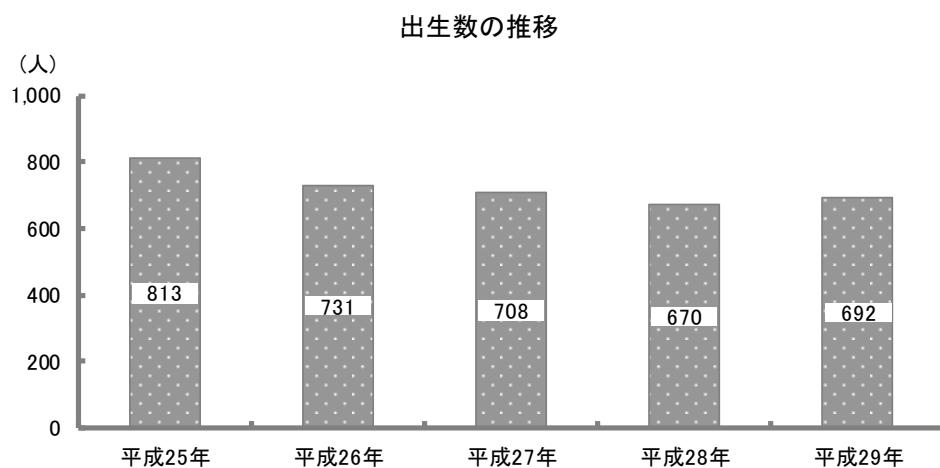


本市の世帯の状況から、平成17年から10年間に於いて、一般世帯の占める核家族世帯の割合は横ばいとなっているものの、18歳未満の子どもがいる世帯及び6歳未満の子どもがいる世帯において、核家族の占める割合が著しく増加となっており、子育て世帯の核家族化の傾向が強まっています。

(3) 出生の状況・・・・・・・・

① 出生数の推移

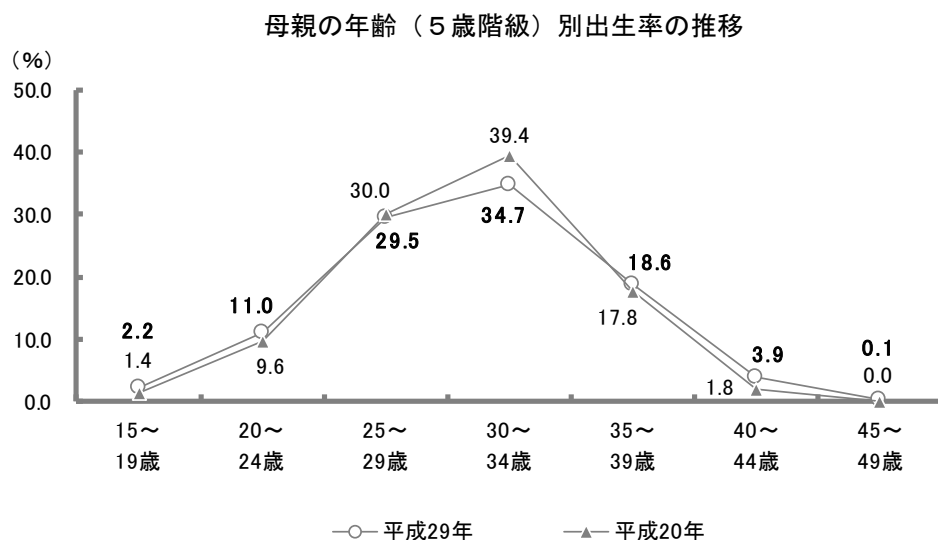
本市の出生数は減少傾向となっており、平成29年で692人と過去5年間で約1.5割減少しています。



資料：衛生統計年報

② 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、25～34歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

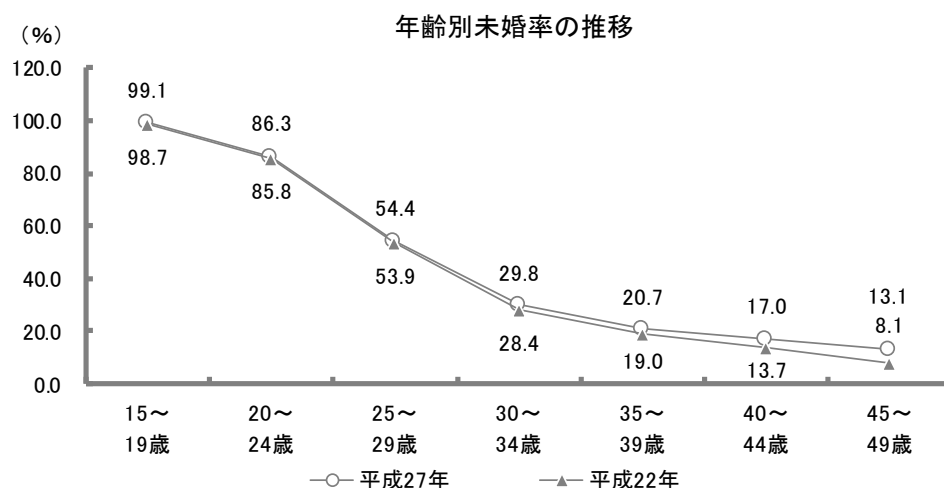


資料：衛生統計年報

(4) 未婚・結婚の状況・・・・・・・・

① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

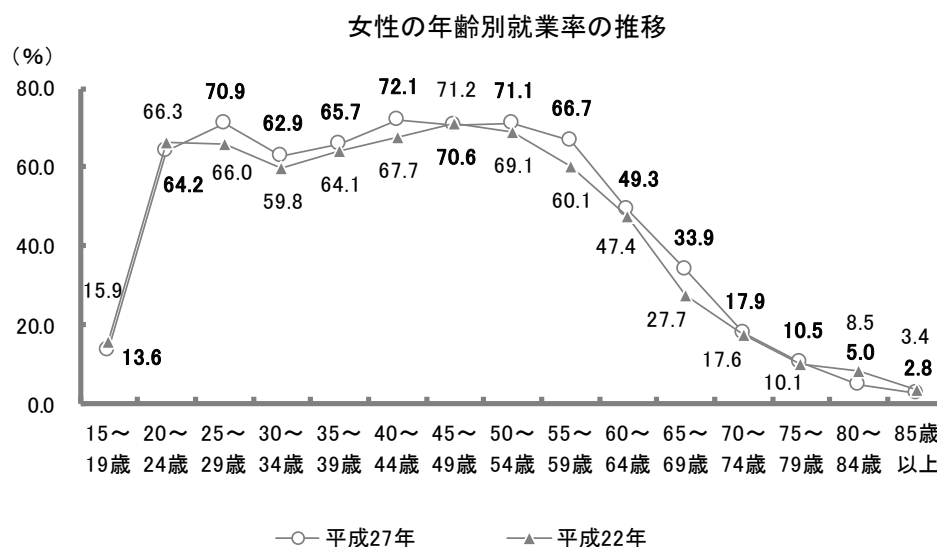


資料：国勢調査

(5) 就業の状況・・・・・・・・

① 女性の年齢別就業率の推移

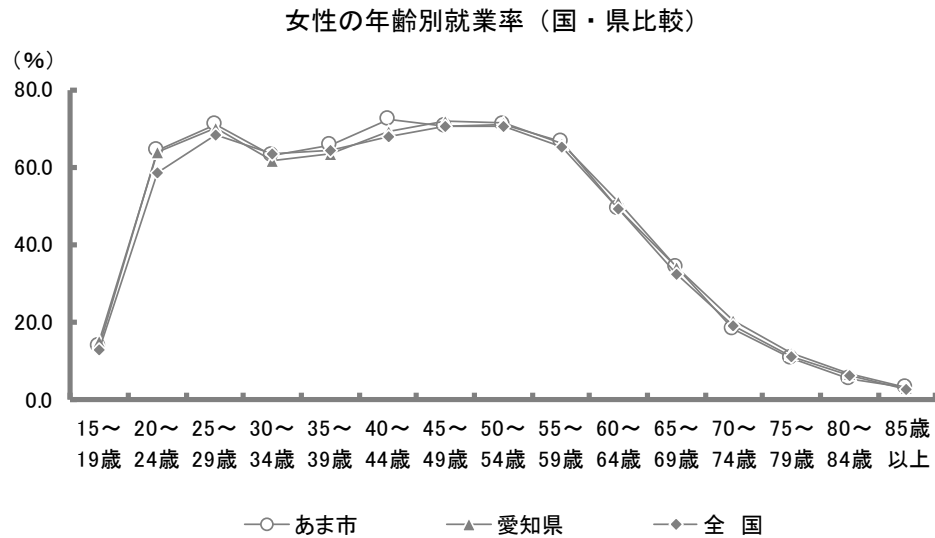
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブの底が緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

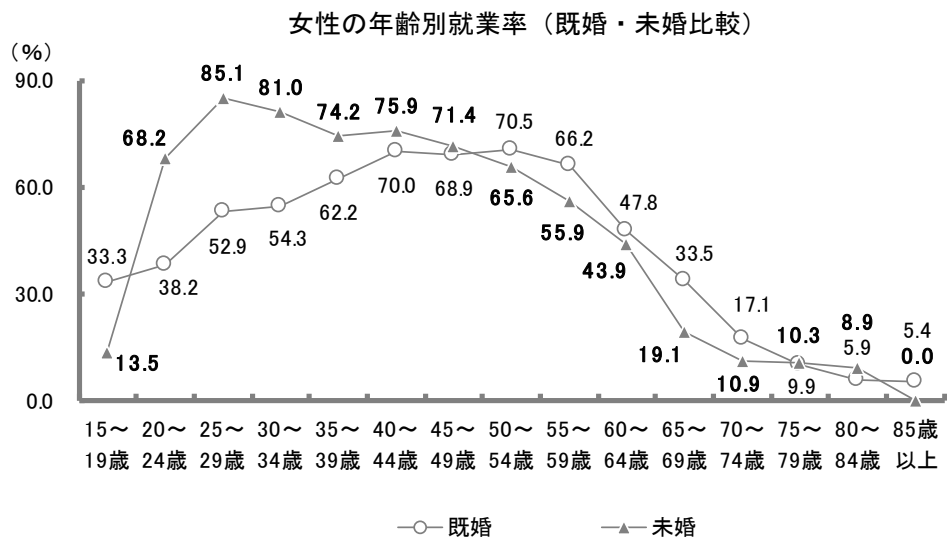
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、59歳までは高い傾向にあるものの、60歳以降では全国、愛知県より低い傾向となっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

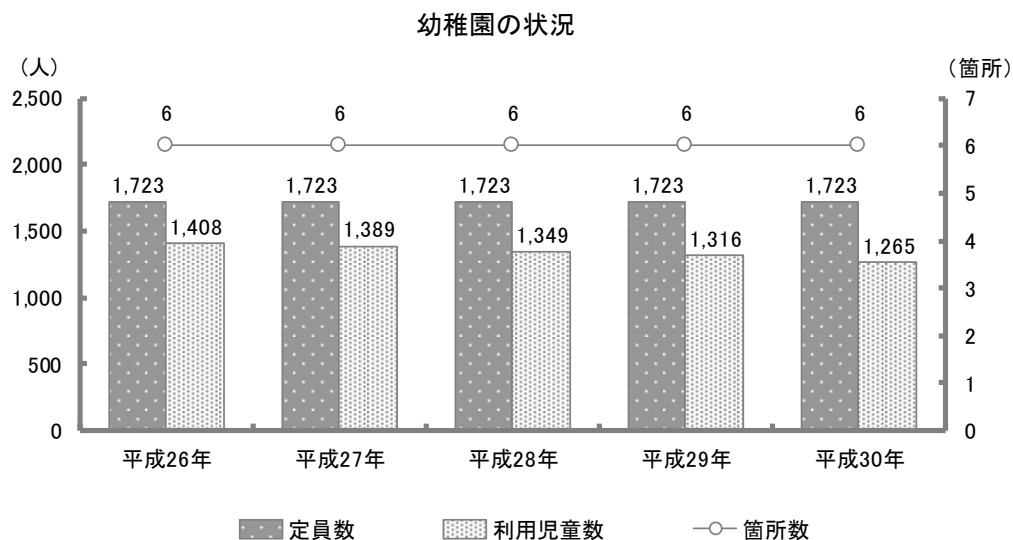


資料：国勢調査（平成27年）

(6) 教育・保育サービス等の状況・・・・・・・・

① 幼稚園の状況

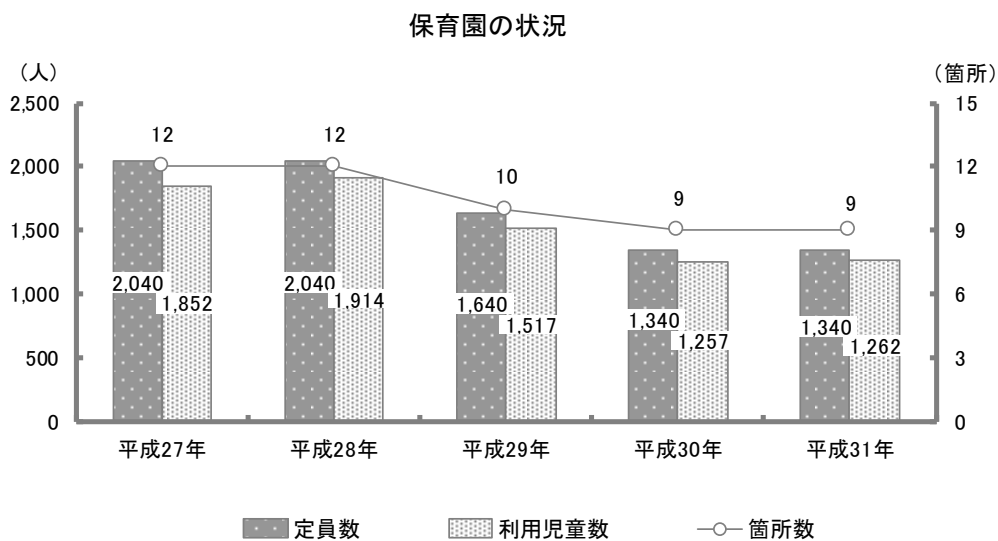
本市の幼稚園の状況をみると、定員数・箇所数は横ばいとなっていますが、利用児童数は年々減少しており、平成30年で1,265人となっています。



資料：市の統計

② 保育園の状況

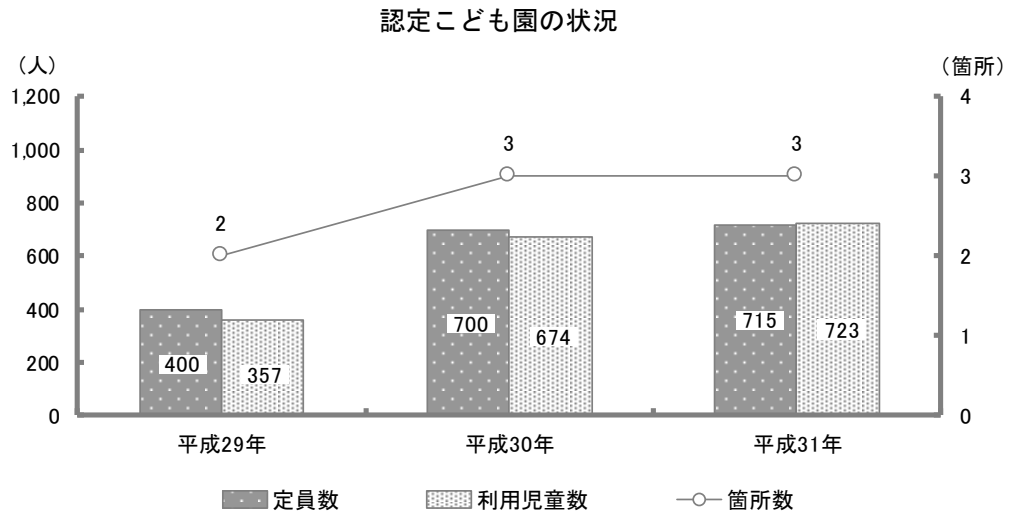
本市の保育園の状況をみると、認定こども園の移行により定員数・箇所数ともに減少傾向にあり、平成31年で定員数1,340人、利用児童数1,262人となっています。



資料：市の統計

③ 認定こども園の状況

本市の認定こども園の状況をみると、平成29年以降で箇所数の増加とともに利用児童数は年々増加し、平成31年で723人となっています。



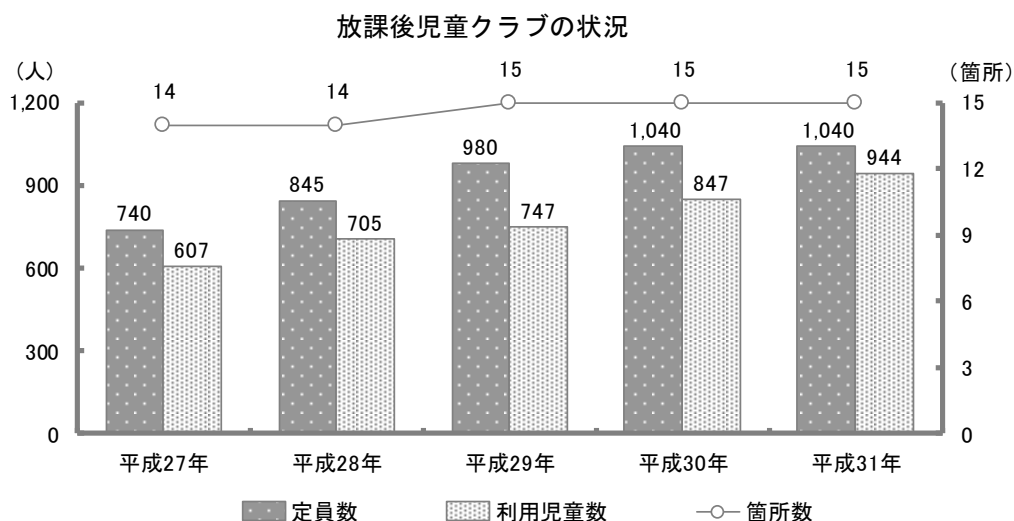
資料：市の統計

本市の就学前施設の状況をみると、幼稚園の定員数・箇所数に変化はみられません。保育園の定員数・箇所数は、既存施設からの認定こども園化による変化のため、保育園と認定こども園を合わせた施設に変化はみられません。

(7) 放課後児童クラブの状況・・・・・・・・

① 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブにおける定員数・箇所数・利用児童数ともに増加傾向となっており、利用児童数は、平成31年で944人となっています。



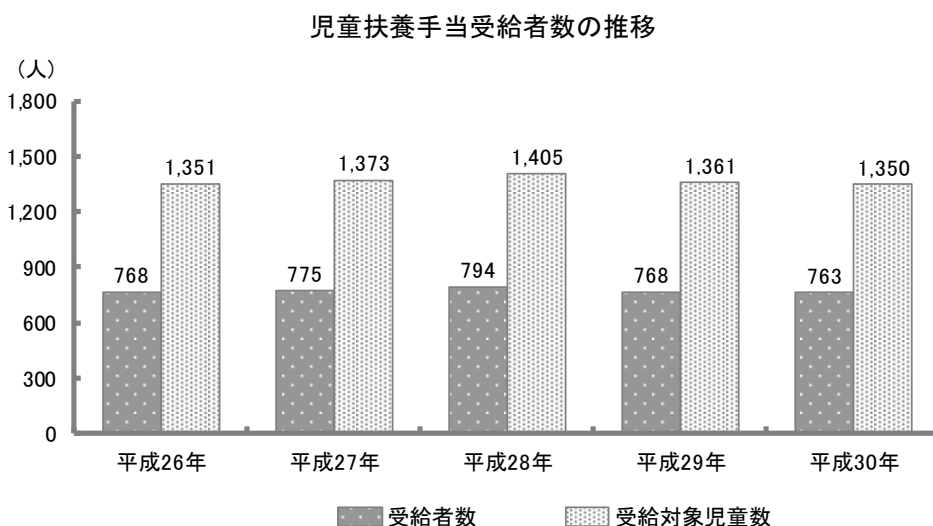
※H30までは年度末数、H31は年度当初（民間クラブ除く）

資料：市の統計

(8) その他の状況・・・・・・・・

① 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は平成26年から平成28年にかけて増加し、その後減少しており、平成30年で受給者数が763人、受給対象児童数が1,350人となっています。

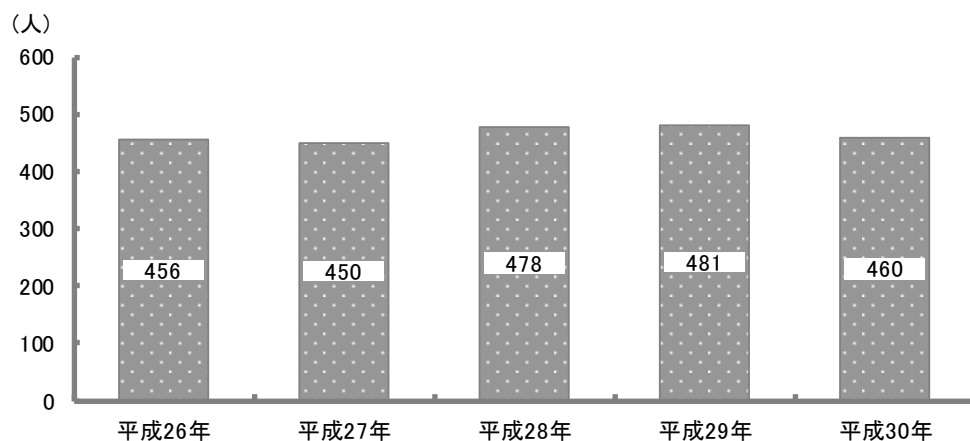


資料：市の統計

② 就学援助認定者数（小学生）の推移

本市の小学生における就学援助認定者数は増減を繰り返していますが、認定率は平成26年から平成29年にかけて増加し、その後減少しており、平成30年で認定者数が460人、認定率が98.1%となっています。

就学援助認定者数（小学生）の推移

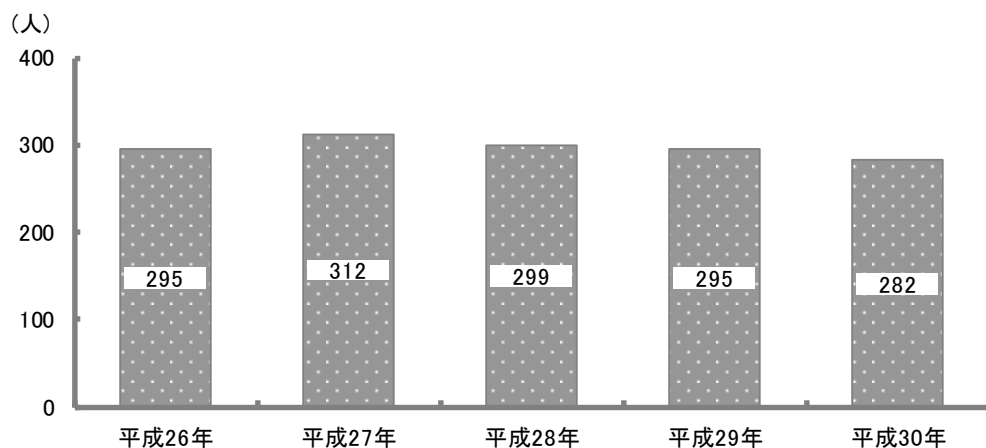


資料：市の統計

③ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定者数は平成27年以降減少し、認定率も平成26年以降減少傾向となっており、平成30年で認定者数が282人、認定率が97.9%となっています。

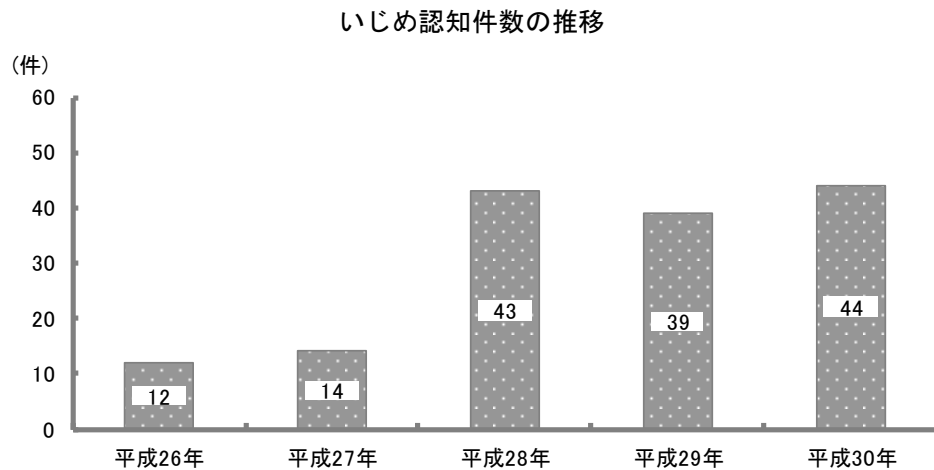
就学援助認定者数（中学生）の推移



資料：市の統計

④ いじめ認知件数の推移

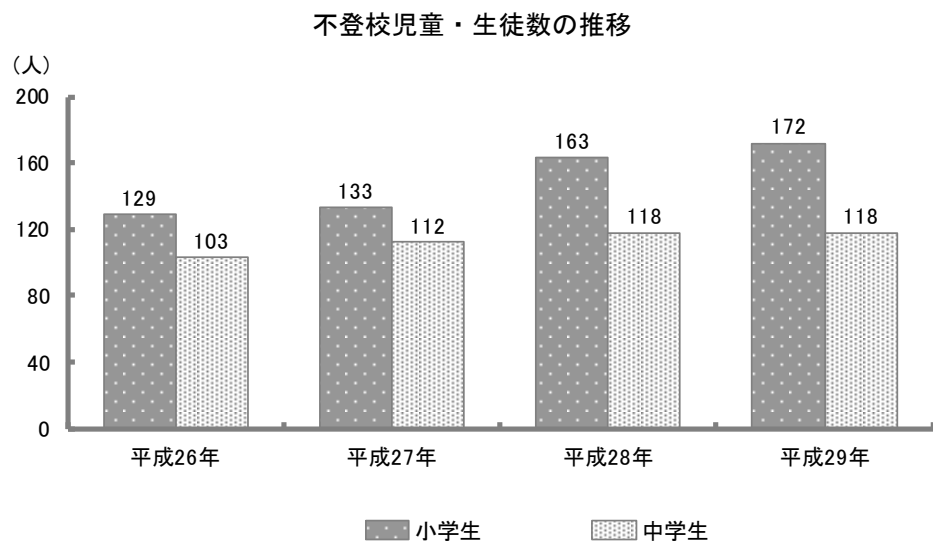
本市のいじめ認知件数は増加傾向となっており、平成30年で44件と過去5年間で約4倍増加しています。



資料：市の統計

⑤ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は年々増加しており、平成29年で小学生が172人、中学生が118人となっています。



資料：市の統計

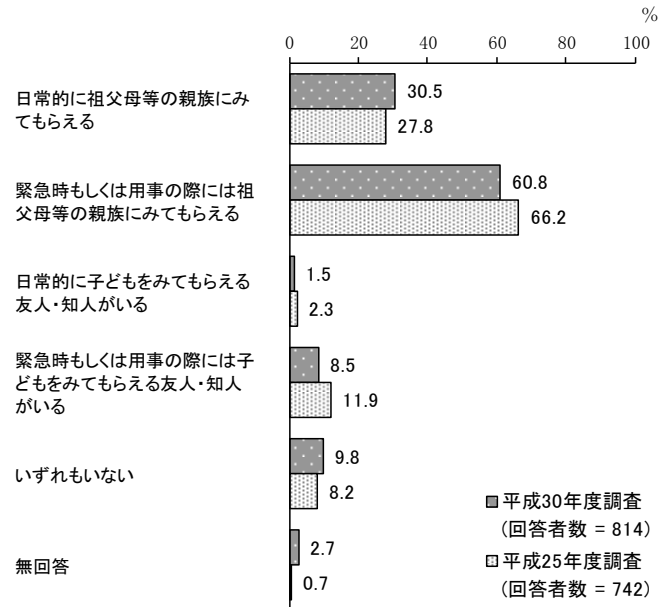
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について・・・・・・・・

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が60.8%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が30.5%となっています。

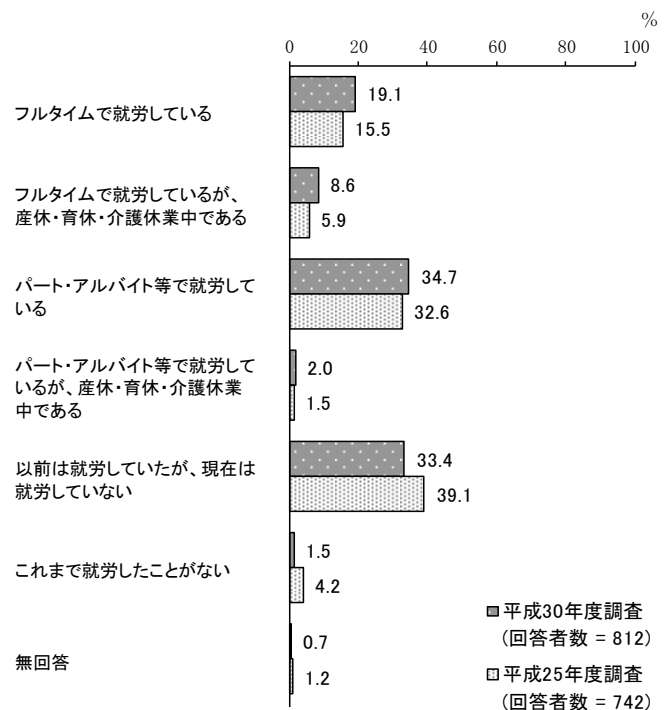
平成25年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少しています。



② 母親の就労状況

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が34.7%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が33.4%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が19.1%となっています。

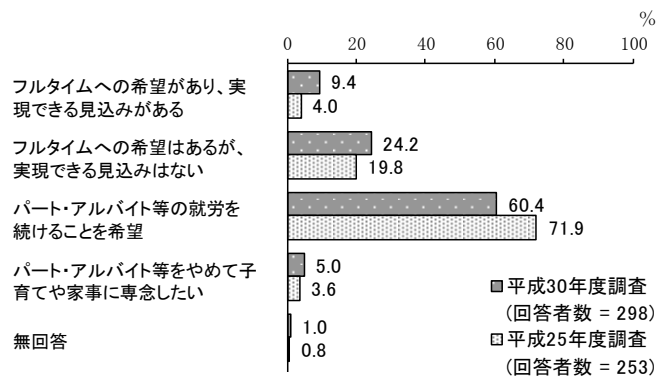
平成25年度調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が60.4%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が24.2%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が9.4%となっています。

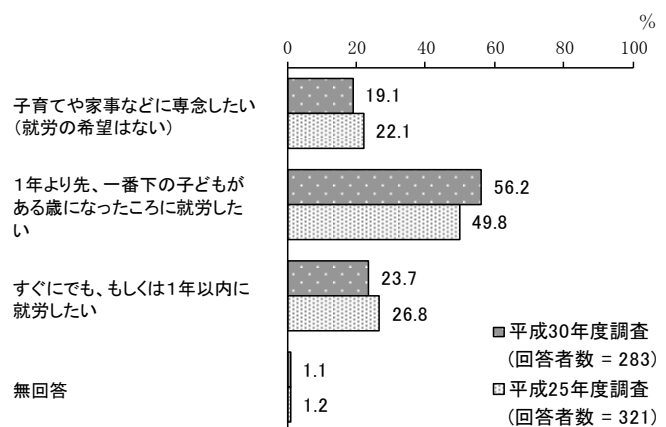
平成25年度調査と比較すると、「フルタイムへの希望があり、実現できる見込みがある」の割合が増加しています。一方、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が減少しています。



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が56.2%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が23.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「1年より先、一番下の子どもがある歳になったところに就労したい」の割合が増加しています。

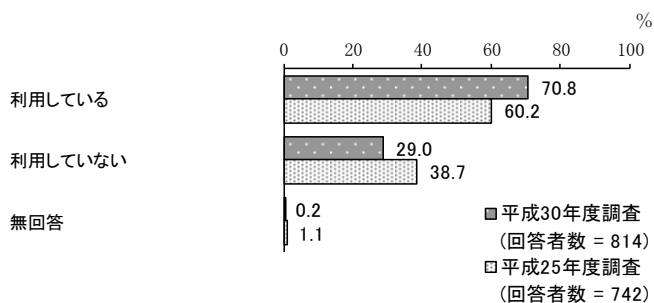


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について・・・・・・・・

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が70.8%、「利用していない」の割合が29.0%となっています。

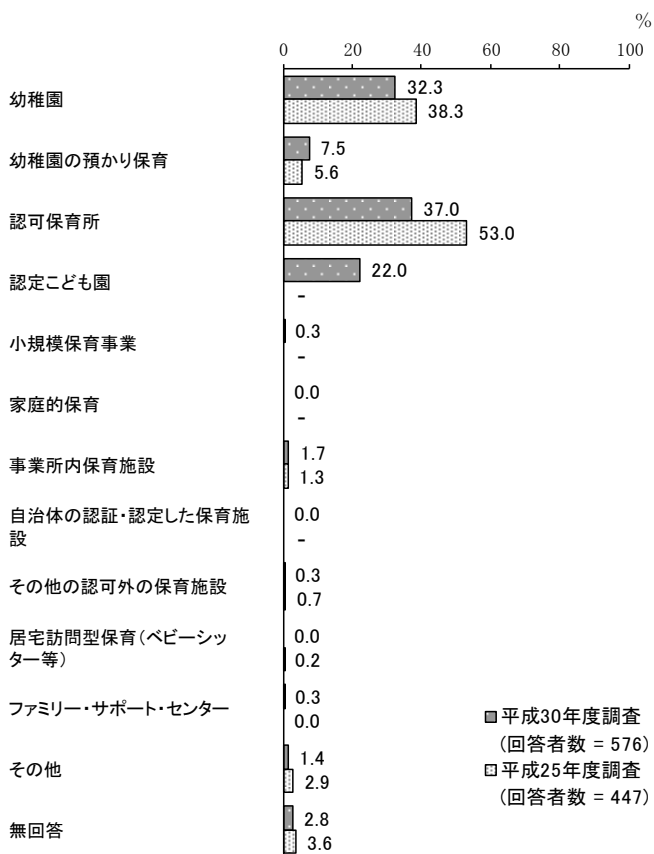
平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。



② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

現在、認可保育所が9園、幼稚園が6園、認定こども園が3園運営されている中で、「認可保育所」の割合が37.0%と最も高く、次いで「幼稚園(通常の就園時間の利用)」の割合が32.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園」「認可保育所」の割合が減少しています。

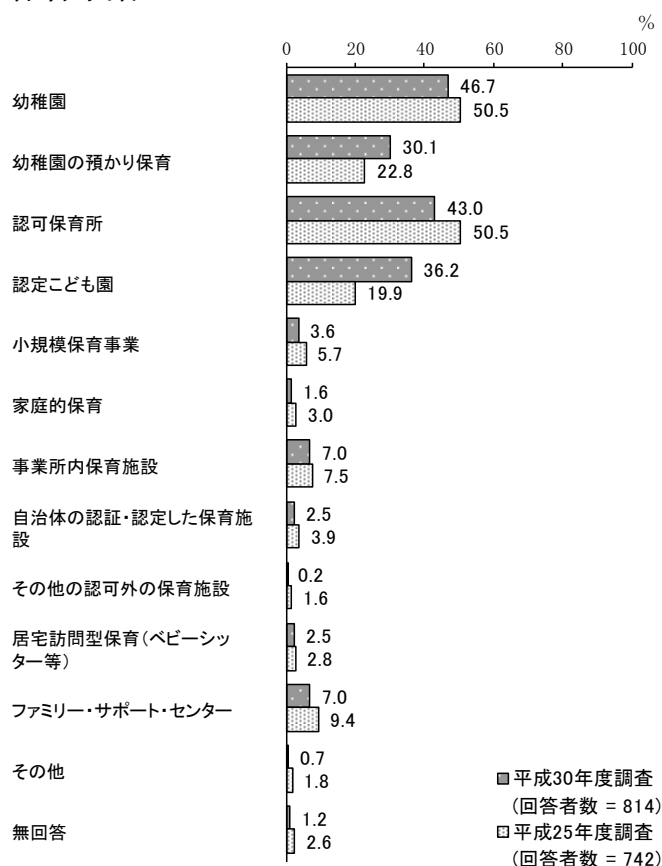


※「認定こども園」「小規模保育事業」「家庭的保育」「自治体の認証・認定した保育施設」は平成30年度調査から新たに追加しました。

③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

現在、認可保育所が9園、幼稚園が6園、認定こども園が3園運営されている中で、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が46.7%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が43.0%、「認定こども園」の割合が36.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「認可保育所」の割合が減少しています。

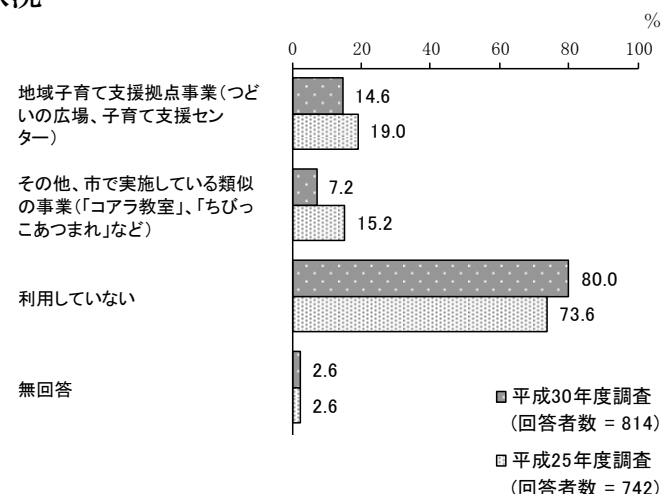


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が80.0%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）」の割合が14.6%、「その他、市で実施している類似の事業」の割合が7.2%となっています。

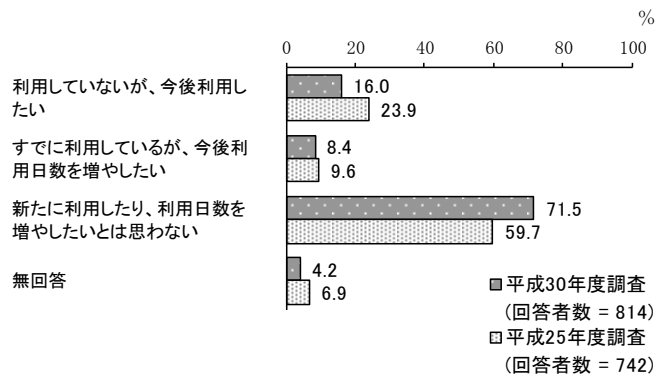
平成25年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。一方、「その他、市で実施している類似の事業（「コアラ教室」、「ちびっこあつまれ」など）」の割合が減少しています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が71.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が16.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が増加しています。一方、「利用していないが、今後利用したい」の割合が減少しています。

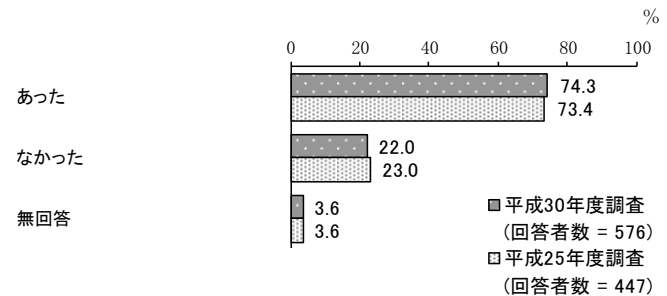


(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が74.3%、「なかった」の割合が22.0%となっています。

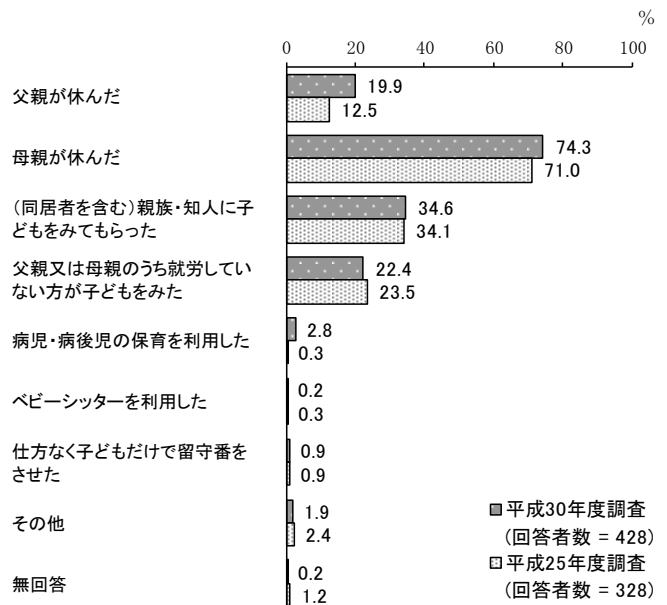
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が74.3%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が34.6%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が22.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「父親が休んだ」の割合が増加しています。

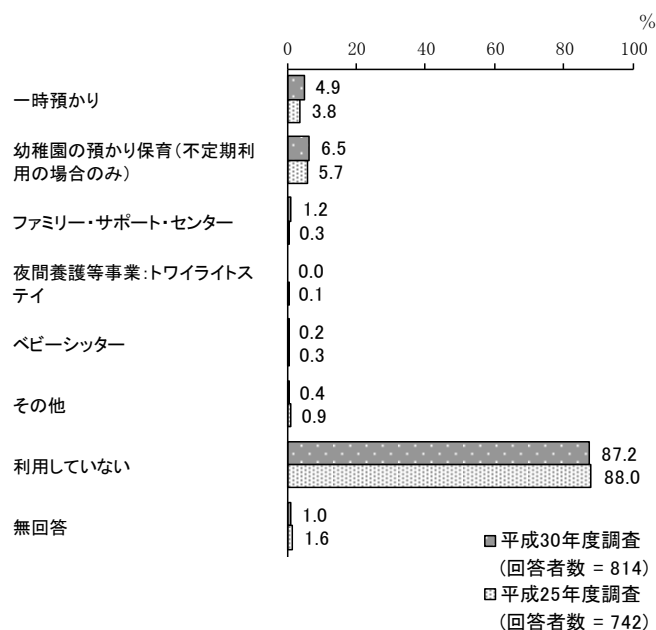


(5) 一時預かり等の利用状況について・・・・・・・・

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が87.2%と最も高くなっています。

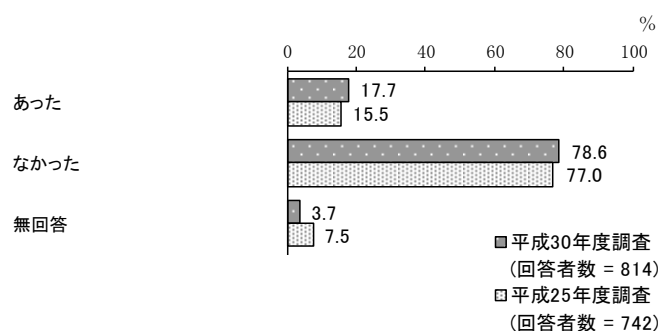
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が17.7%、「なかった」の割合が78.6%となっています。

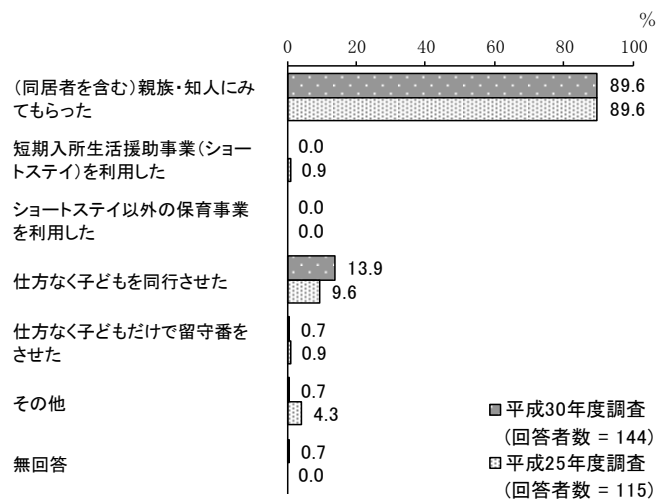
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



＜あった場合の対処方法＞

「親族・知人にみてもらった」の割合が89.6%と最も高くなっています。

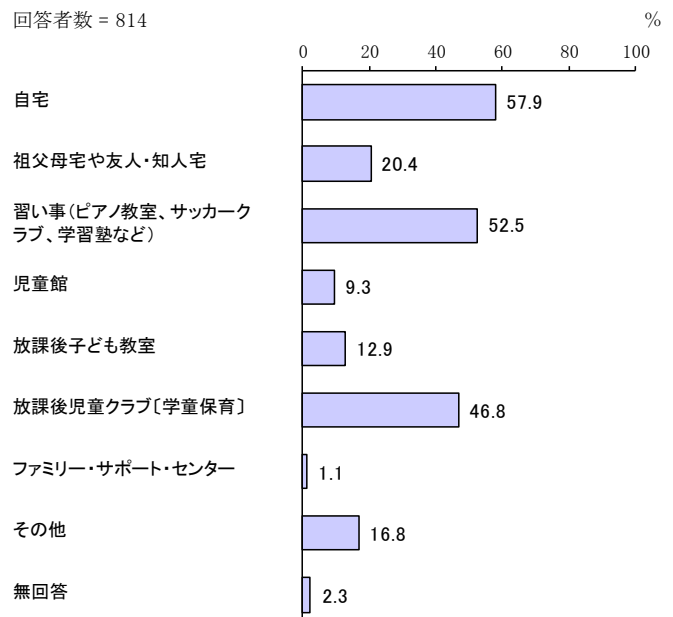
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



(6) 小学校就学後の過ごさせ方について・・・・・・・・

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

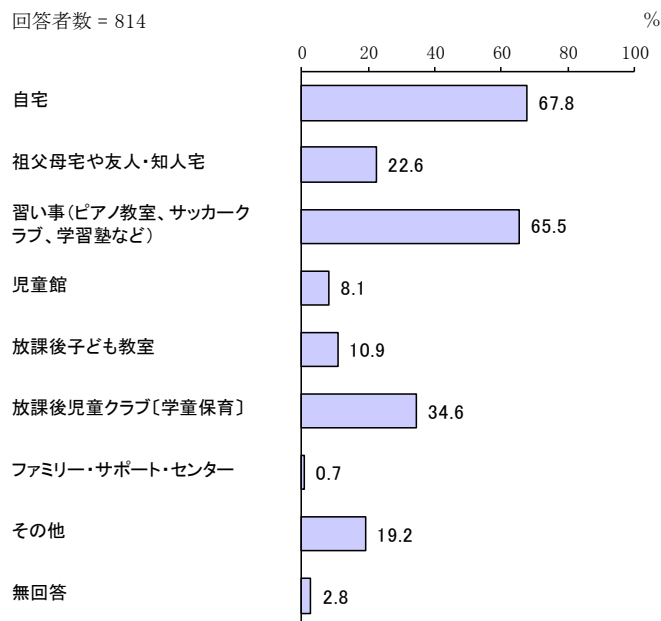
「自宅」の割合が57.9%と最も高く、
次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が52.5%、
「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が46.8%となっています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が67.8%と最も高く、回答者数 = 814

次いで「習い事（ピアノ教室、サッカー клуб、学習塾など）」の割合が65.5%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が34.6%となっています。

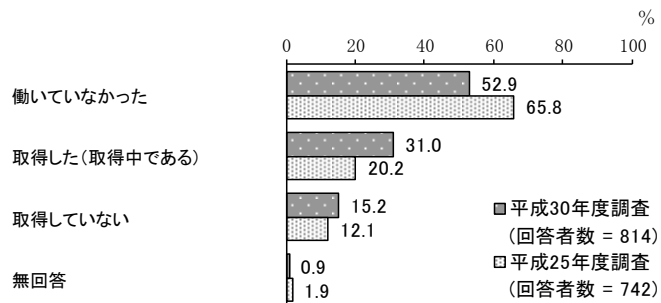


（7）育児休業制度の利用状況について・・・・・・・・

① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が52.9%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が31.0%、「取得していない」の割合が15.2%となっています。

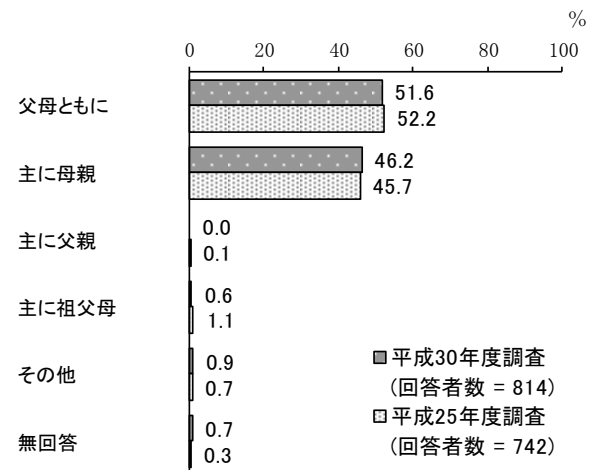
平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



② 就学前児童の保護者の子育てを主に担っている者

「父母ともに」の割合が51.6%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が46.2%、「主に父親」の割合が0.6%となっています。

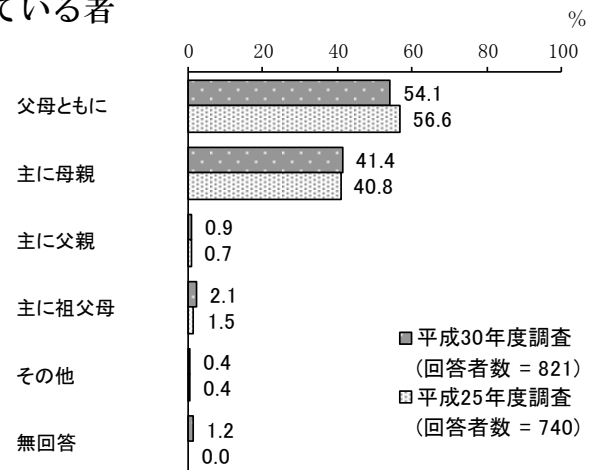
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



③ 就学児童の保護者の子育てを主に担っている者

「父母ともに」の割合が54.1%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が41.4%、「主に父親」の割合が0.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

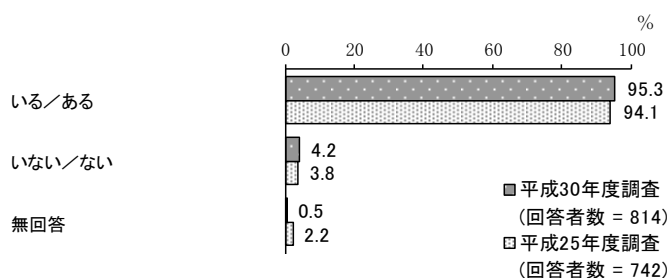


(8) 相談の状況について・・・・・・・・

① 就学前児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が95.3%、「いない／ない」の割合が4.2%となっています。

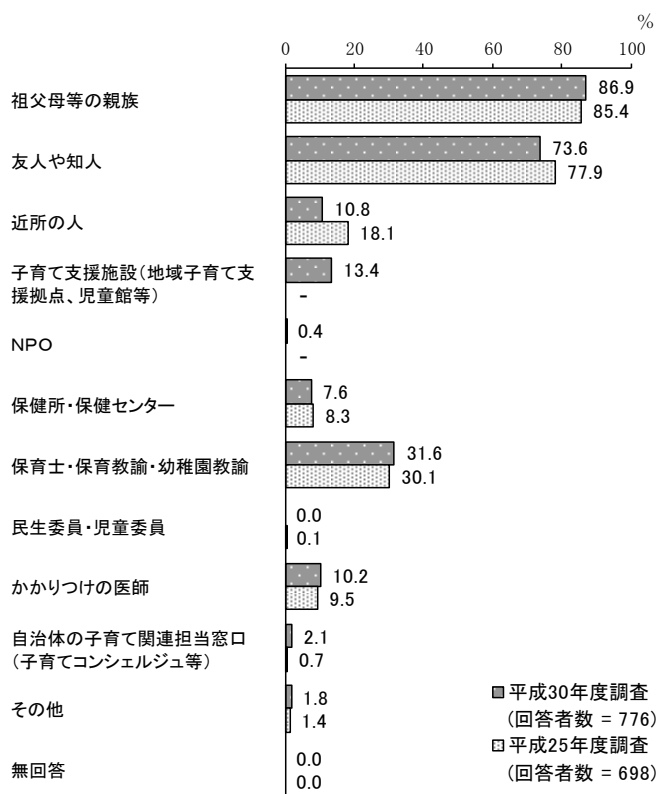
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が86.9%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が73.6%、「保育士・保育教諭・幼稚園教諭」の割合が31.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「近所の人」の割合が減少しています。

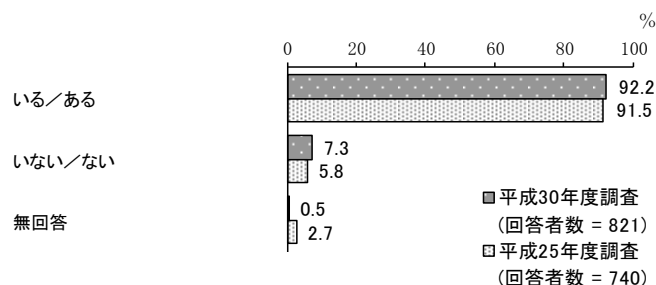


※「子育て支援施設(地域子育て支援拠点、児童館等)」「NPO」は平成25年度調査では、「子育て支援施設・NPO」という1つの選択肢でした。

③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が92.2%、「いない／ない」の割合が7.3%となっています。

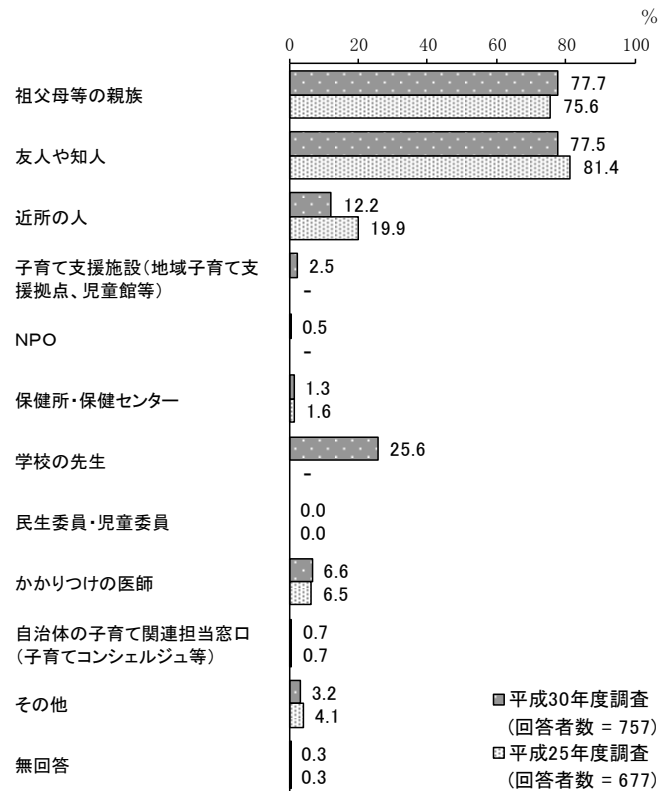
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が77.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が77.5%、「学校の先生」の割合が25.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「近所の人」の割合が減少しています。



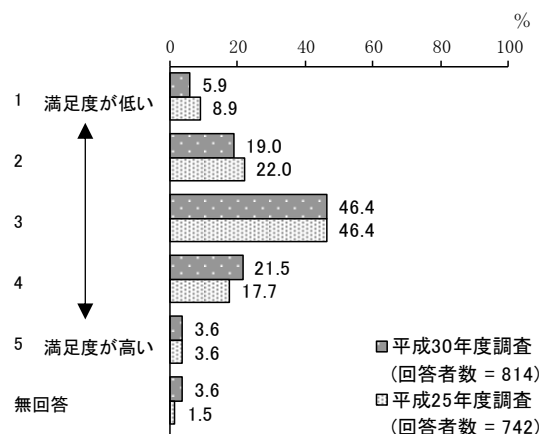
※「子育て支援施設(地域子育て支援拠点、児童館等)」「NPO」は平成25年度調査では、「子育て支援施設・NPO」という1つの選択肢でした。「学校の先生」は平成30年度調査から新たに追加しました。

(9) 子育て全般について・・・・・・・・

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が46.4%と最も高く、次いで「4」の割合が21.5%、「1」の割合が5.9%となっています。

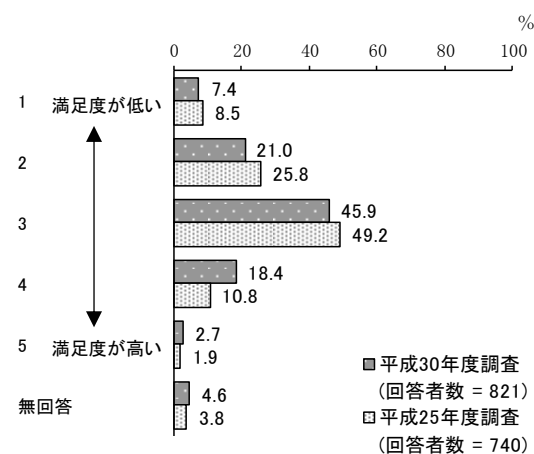
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が45.9%と最も高く、次いで「2」の割合が21.0%、「4」の割合が18.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「4」の割合が増加しています。

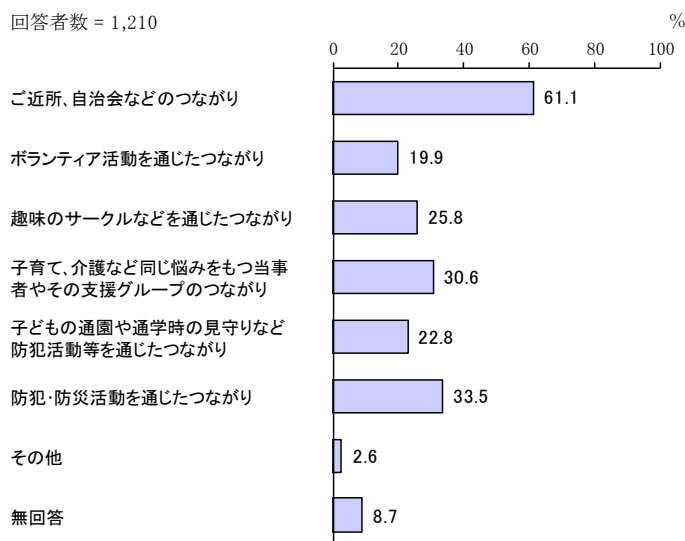


(10) 地域での支え合いについて

① 支え合いの関係に必要なつながりについて

「ご近所、自治会などのつながり」の割合が61.1%と最も高く、次いで「防犯・防災活動を通じたつながり」の割合が33.5%、「子育て、介護など同じ悩みをもつ当事者やその支援グループのつながり」の割合が30.6%となっています。

回答者数 = 1,210

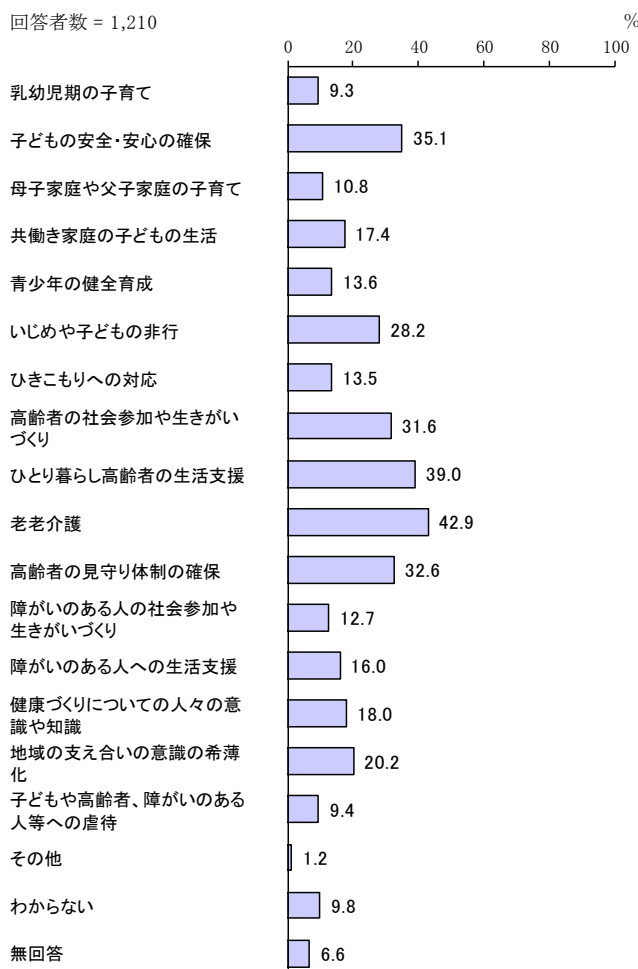


資料：あま市地域福祉に関するアンケート調査（平成 29 年）

② 地域住民が優先的に取り組むべき課題について

「老老介護」の割合が42.9%と最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者の生活支援」の割合が39.0%、「子どもの安全・安心の確保」の割合が35.1%となっています。

回答者数 = 1,210



資料：あま市地域福祉に関するアンケート調査（平成 29 年）

3 第2期計画策定に向けた課題

あま市子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとにあま市の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1)「子どもの豊かな個性と生きる力を育みます」について・・・

年少人口は減少しているものの、子育て世帯の共働き世帯の増加などから、3歳未満児の保育需要が高まりをみせています。

アンケート調査結果によると、母親の就労状況について、「フルタイムで就労」の割合が平成25年度調査に比べ増加しており、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合がやや減少していることから、保護者の就労ニーズの高まりがうかがえます。また、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を「利用している」の割合が約7割と平成25年度調査に比べ1割増加しています。また、私立保育所が認定こども園へ移行したことに伴って、「認定こども園」については約15ポイント増加しており、教育・保育事業に対する保護者のニーズの多様化がうかがえます。

保護者の就労状況の変化等により、保育の必要性がある家庭が増加することが考えられることから、今後、更なる保育ニーズの高まりに向けて、教育・保育のニーズを適正に把握し、提供量を担保しつつ、安全で安心なより質の高い教育・保育を実施していくことが必要です。

また、すべての子どもは、障がいの有無に関わらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります。また、地域社会への参加・包容の推進と合理的配慮のもと、支援の質の確保及びその向上を図り、障がいのある子ども本人やその家族のために児童発達支援事業を提供していくことが重要です。

本市における0～17歳の各種手帳所持者は増加しており、障がい児の教育（療育）について、子ども・子育て支援等の利用人数も増加傾向がみられます。

子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制や、発達に遅れのある人への支援の強化とともに、保育施設、放課後児童クラブ等における受け入れ体制の充実を図る必要があります。

(2)「家庭における子育てを支援します」について・・・

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望めます。

アンケート調査では、子育てに関する相談相手については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な周りの相談相手が7割以上と多く、「子育て支援施設」などの各機関は2割を満たしていない状況となっています。また、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」と回答した保護者が約1割となっており、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに、抱え込んでしまっていることが懸念されます。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取り組みが必要です。本市では、子育てコンシェルジュ事業を平成29年度から実施しており、子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供及び相談等を実施しています。また、平成30年3月から、七宝子育て支援センターを開設し、3地区で地域に密着した子育て支援事業を行えるよう整備を進めてきました。

今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

また、国においては、ひとり親における家庭やそれ以外に問題を抱える家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約3分の1となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の状況をみると、母子世帯は平成27年では498世帯と平成22年に比べ増加しています。

これまで本市では、平成29年度から市内のひとり親家庭の中学生を対象に、学習支援や生活相談などを行い、平成31年度からは七宝児童館においても学習支援等を実施しています。

ひとり親家庭のみならず支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

(3)「地域における子どもの育ちを支えます」について・・・・・・・・

国では、「新・放課後子ども総合プラン」において、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれる中、「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブの受け皿の整備を目標として掲げています。

アンケート調査では、就学前の未就労の母親の就労希望は約8割となっており、共働き家庭の増加による放課後児童クラブの利用希望が高まることが考えられます。放課後の過ごし方について、就学前では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」を希望する割合が低学年で4割半ば、高学年で3割半ばと平成25年度調査に比べ増加しており、平成27年4月の制度改正により高学年の受け入れをしたことや、政府の経済政策による雇用の拡大などが影響したものと考えられます。

本市ではこれまで、各地域における児童クラブの拡充を継続的に実施しており、待機児童の解消等を図ってきました。

今後も、保育内容の充実や支援員の確保など、質の向上も見据えながら、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の子どもの居場所づくりが重要です。

また、近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。文部科学省は、平成30年に「登下校防犯プラン」を示し、地域における連携の強化や多様な担い手による見守りの活性化などを掲げ、取り組んでいます。

アンケート調査では、支え合いの関係に必要なつながりについて、「子どもの通園や通学時の見守りなど防犯活動等を通じたつながり」の割合が約2割、「防犯・防災活動を通じたつながり」の割合が約3割となっています。また、地域住民が優先的に取り組むべき課題について、「子どもの安全・安心の確保」の割合が3割半ばとなっています。これにより、まち全体で子育てをしていく機運が高まっているとかがえます。

子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であるという認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目のなかで、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高め、連携体制を構築していくことが重要です。

さらに、国際化が進む中で、本市においても外国人人口は平成24年に比べ平成28年で1,885人と約1.3倍に増加しており、多国籍化が進んでいます。

外国人の子どもや保護者が安心して生活できるように、行政サービスの適切な情報提供を行うとともに、子育て家庭における生活相談など利用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

(4)「仕事と子育ての両立を推進します」について・・・・・・・・

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

さらに国では、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しており、こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっているため、平成31年4月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、「働き方改革」は、この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

アンケート調査結果によると、子育てについて、主に担っているのは「主に母親」の割合が約4割と就学前・小学生ともに平成25年度調査に比べ微増しています。依然として女性が家事・育児を担う状況がうかがえ、子育てに父親もより一層かかわることが重要です。そのため、父親の育児参加を促進するため、父親と子どもが気軽に遊んだり、事業に参加したりできるような居場所としての充実が求められています。

また、育児休業の取得状況をみると、平成25年度調査に比べ上昇していますが、母親の31.0%が育児休暇を取得したのに対し、父親の取得は2.2%と、依然として多くの父親が仕事を優先している現状がうかがえます。

今後は、育児休業制度の利用をさらに促進するとともに、男性においては、仕事と子育ての両立が困難な状況も見受けられ、事業所等への働き方改革についての働きかけや父親への子育てへの参画を促進することが必要です。



第 3 章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本計画では、「安心が広がり 心豊かで思いやりに満ち 子どもの笑顔の花咲くまち あま」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからのあま市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、次のように基本理念を定めます。



基 本 理 念

**安心が広がり 心豊かで思いやりに満ち
子どもの笑顔の花咲くまち あま**



2 基本的な視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、様々な経験をしながら家族の一員として成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

また、親が子育てについての責任を有するという基本的認識の下に、子育て家庭が抱える不安や悩みを軽減し、親として子育ての喜びや幸せを感じながら、ゆとりをもって子育てができるように、地域全体で子育て家庭を見守り支援します。ここでの子育て支援とは、子どもの最善の利益を考慮し、「子育てを通して、親自身が“親”として育つように支援すること」、「安全で安心して、子どもを生み育てられる社会環境づくりを進めること」です。

さらに、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達過程に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びへの支援を行うことが重要です。

子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに向け、健康・福祉・教育をはじめとする総合的かつ多面的な支援を行います。

3 基本目標

(1) 子どもの豊かな個性と生きる力を育みます・・・・・・・・

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めるとともに、就学前の教育・保育、学校教育の充実を図ります。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

さらに、障害のある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

(2) 家庭における子育てを支援します・・・・・・・・

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要であり、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

また、子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があり、地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組めます。

さらに、「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等をふまえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

（３）地域におけるすべての子どもの育ちを支えます・・・・・・・・

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化による保育ニーズの高まりへ対応するため、乳幼児期における保育の充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育てできる環境づくりに取り組めます。

（４）仕事と子育ての両立を推進します・・・・・・・・

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランをふまえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

安心が広がり
心豊かで思いやりに満ち
子どもの笑顔の花咲くまち
あま

1 子どもの豊かな
個性と生きる力
を育みます

(1) 就学前教育・保育の体制確保と質の向上

(2) 学校における健全な子どもの育成

(3) 障がい児とその家庭への支援

2 家庭における
子育てを支援
します

(1) 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない
支援の充実

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

(3) 子育て支援のネットワークづくり

(4) 子育て家庭の経済的負担の軽減
(子どもの貧困対策の推進を含む)

(5) ひとり親家庭等の自立支援の推進

3 地域における
すべての子ども
の育ちを支え
ます

(1) 地域で子どもが安心できる居場所づくり
の推進

(2) 安全・安心なまちづくり

(3) 配慮が必要な子どもへの支援

4 仕事と子育て
の両立を推進
します

(1) 仕事と子育ての両立を図るための環境の
整備

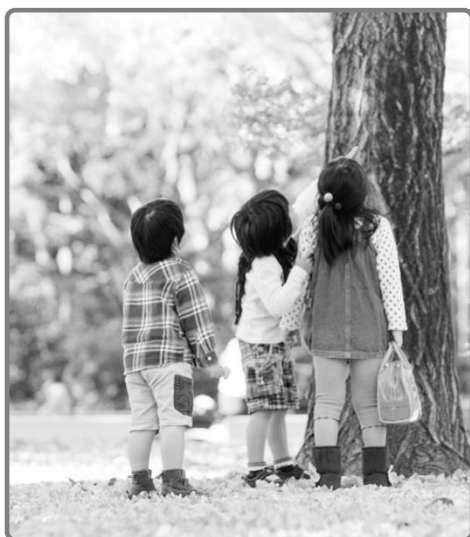
(2) 産休・育休からの復帰が円滑にできる
環境の整備



第4章 施策の展開

基本目標 1 子どもの豊かな個性と生きる力を育みます

基本施策（１）就学前教育・保育の体制確保と質の向上・・・・・・・・



少子高齢化にともなう核家族化の進展、また共働き家庭の増加を背景に、多様化する保育ニーズに対応するため、私立認定こども園、幼稚園への支援、認定こども園の整備、また、保育施設の改修等を推し進めるとともに、低年齢児保育、延長保育や一時預かり保育にかかるサービスの充実を図ります。多様な教育・保育サービスを確保するとともに、質の向上に向けた取組みを推進します。

また、アレルギーや障がい児など配慮が必要な幼児への適切な支援、病後児保育など、すべての子どもたちが健やかに育つよう、関係機関が連携した総合的な支援への取組みを進めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
通常保育事業	保護者等の労働等により、保育を必要とする乳幼児の保育を行うことで、保護者等の仕事と子育ての両立支援を行います。また、保育施設等における乳幼児の保育に関する相談・助言を行っています。	子育て支援課
延長保育事業	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常の開園時間を延長して保育を実施します。また、私立認定こども園等に対して事業に係る経費を補助していきます。	子育て支援課
一時預かり事業	児童の保護者の就労、疾病等、緊急に保育が必要なときに利用できるよう、満1歳以上の就学前児童を対象に、一時預かり（非定型的保育、緊急保育、私的保育）を実施します。また、私立認定こども園等に対して事業に係る経費を補助していきます。	子育て支援課
1歳児保育事業	保育施設での保育実施児童の処遇向上と3歳未満児の受入促進を図るため、3歳未満児の占める割合と1歳児保育を含む保育について、保育士等の配置人数が一定の基準を超えている私立認定こども園等に対して事業に係る経費を補助していきます。	子育て支援課
低年齢児途中入所円滑化事業	低年齢児（乳児及び1・2歳児）の保育施設への途中入所に対応するために、私立認定こども園にあらかじめ保育教諭を配置する経費を補助していきます。	子育て支援課
障がい児等保育事業	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児及び食物アレルギーのある児童の保育を実施しています。また、私立認定こども園等に対して事業に係る経費を補助していきます。	子育て支援課

事業名	事業概要	主担当課
病児・病後児保育事業	病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、保育施設で子どもを預かる事業の実施に向けて検討します。	子育て支援課
私立幼稚園運営費補助事業	私立幼稚園に対し、幼稚園教育の水準の維持及び向上を図るため補助しています。	学校教育課
保育所等の整備	老朽化した保育施設の園舎改修や改築にあわせて、保育所、認定こども園等、必要な時期にニーズにあった整備に努めます。	子育て支援課
人権保育委員会	「人権保育指針」、「人権保育実践編」をもとにした保育について学び、人権保育委員会を設置することにより保育の資質向上に努めています。	子育て支援課

基本施策（２）学校における健全な子どもの育成・・・・・・・・

子どもたちの生きる力をはぐくむことを目指し、個性尊重を基本的な考え方として教育を展開していくことが求められています。生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心等の豊かな人間性の育成を目指し、心の教育の充実が必要となります。

子どもの権利の趣旨について、さまざまな機会を活用し、幅広く市民への啓発を行うとともに、子どもの視点に立った施策の実現に努めます。子ども自身・保護者などが、子どもの権利について、困った時に気軽に相談できる体制を充実するとともに、いじめ等を受けた子ども自身からの相談が受け入れやすいような配慮を行い、子ども自身をサポートしていきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
スクールカウンセラー配置事業	児童・生徒の問題行動（いじめ、不登校、その他）を解決するため臨床心理に関して専門的知識、経験を有するカウンセラーにより児童・生徒へのカウンセリング並びにカウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言及び援助等を行っています。	学校教育課
小中連携教育の推進	中１ギャップなどを防ぐため、小中連携及び小中交流教育を推進しています。	学校教育課
幼保小連携教育の推進	適正な就学指導と小１プロブレムを防ぐため、幼保小連携及び幼保小交流教育を推進しています。	学校教育課
教育相談センターの充実	不登校児童生徒に対する個別カウンセリングや体験活動、学習活動、発達支援相談等を組織的、計画的に行う教育相談センターの充実を図っていきます。	学校教育課
人権教育の推進	あま市人権教育研究会の支援や、各学校での人権教育を推進します。人権教育を柱とするカリキュラム編成を進めます。	学校教育課

事業名	事業概要	主担当課
持続可能な発展のための教育（ESD）をめざします。	持続可能な社会づくりに関する身近な課題を見い出し、解決するために必要な能力を身につける教育を行っています。	学校教育課
キャリア教育の推進	子どもたちの社会性や望ましい職業観・勤労観を育成するために、地元の商店街や企業等と連携した社会体験活動や職場体験、出前講座の実施を推進します。	学校教育課
特色ある学校づくりの推進	児童生徒の「生きる力」の育成を目指し、主体的な創意工夫により、創造性・発展性・人づくり・地域連携などの特色ある学校づくりの支援を目的とする「あま市特色ある学校づくり推進事業」の推進をします。	学校教育課
子どもの読書活動	子どもの読書活動については、「あま市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが読書に親しむことのできる環境づくりを推進します。	生涯学習課
学校運営協議会	学校内にコミュニティスクールの核となる学校運営協議会を設置し、学校が地域住民等と目標を共有し、地域と一体となって生徒を育む地域に密着した学校づくりを推進する。	学校教育課

基本施策（３）障がい児とその家庭への支援・・・・・・・・

心身への障がい、発達障がいのある子どもたちが、地域で安心して暮らせるように、状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。また、そのサービス内容に関して積極的かつわかりやすく広報し、各家庭が困った時に適切なサービスを受けられるようにします。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
早期発見・早期療育に向けた保健事業の充実	母子保健事業において、各種の相談や教室、健康診査を通して、身体の異常や発達障がいなどを早期に発見するとともに、適切な支援が受けられるよう関係機関との連携を図ります。 1歳6か月児や3歳児健診で発達の遅れが見られる場合は、健診事後教室への参加を促します。	健康推進課
発達支援	障がいのある子どもへの支援については、福祉、保健、医療、教育の各機関と連携して療育支援体制の充実に努めます。 保育所等において、障がいのある子どもが保育を受けることは、将来にわたり日常生活を送っていくうえで、貴重な体験の一つになるため、統合保育に係る受け入れ体制の確保・充実を図ります。	子育て支援課
障がいのある未就学児の場の確保	障がいのある未就学児を対象とした児童発達支援事業を活用し、療育支援と発達支援が受けられる場の確保に努めます。	社会福祉課

事業名	事業概要	主担当課
障がいのある就学児の場の確保	障がいのある就学児を対象とした放課後等デイサービスや日中一時支援事業を活用し、学校教育との連携を図りながら、平日の放課後や休日、夏季休業をはじめとする長期休業期間などにおいて、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童・生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保を推進します。	社会福祉課
海部東部障害者総合支援協議会	あま市と大治町にて設置している協議会であり、地域における障がい児等への支援体制に関する課題について情報の共有、関係機関との連携、発達障害の啓発、療育活動への支援等、地域の実情に応じた体制の整備に努めます。	社会福祉課
親子通園療育事業	満1歳から就学前の心身の発達の遅れ又はそのおそれのある子どもに対して、集団療育を行うことにより、基本的な生活習慣、社会生活適応能力の自立促進を図っています。	子育て支援課
障がい児地域療育等支援事業	障がい児に対して、愛知県青い鳥医療福祉センターを始め療育関連担当者が連携し、保護者・児童等への支援及び相談事業をしています。	子育て支援課
障がい児等保育事業（再掲）	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児及び食物アレルギーのある児童の保育を実施しています。また、私立認定こども園等に対して事業に係る費用を補助していきます。	子育て支援課
特別支援教育就学奨励費補助事業	小学校・中学校に通う特別支援学級の子どもの対象に給食費・学用品・修学旅行費等の一部を補助しています。	学校教育課
教育支援委員会	医師、学校長等で組織し、心身に障がいをもつ児童・生徒に対し、適切な就学支援を図っています。	学校教育課
障害者医療費助成事業	身体障害者手帳及び療育手帳保持者で、一定の条件に該当する方、自閉症状群と診断された方の入通院医療費自己負担額を助成しています。	保険医療課
障がい児等保育実施委員会	障がい児保育の実施が適正に行われるよう、委員会を設置して処遇内容を検討する。	子育て支援課
療育等連絡会議	療育等に係る関係機関が、就学前の児童に関する情報交換及び事業に関する連携を深め、効果的な子育て推進のために資する会議の実施。	子育て支援課

基本目標 2 家庭における子育てを支援します

基本施策（１）妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実・・・

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援します。

各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、障がいの早期発見、早期治療・療育につなげる取組みを進めるとともに、妊娠時期からの健康教育や相談事業を通じて、育児不安の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、対応が必要な場合は適切な支援につなげます。

また、生涯を通して健康な生活を送るために、他機関と連携しながら、望ましい食習慣を形成するための情報や学習の機会を提供し、食育の推進を図ります。さらに、適切な歯みがきの仕方やよく噛むことなど、歯と口腔の健康づくりの情報を周知し、むし歯・歯周病予防対策を進めていきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
母子健康手帳の交付と妊婦指導の実施	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付及び保健サービスの情報提供と妊婦指導・相談を実施しています。	健康推進課
妊婦健康診査の実施	妊婦を対象とした医療機関における健康診査を実施しています。	健康推進課
マタニティ教室の実施	妊娠、出産、育児についての知識普及と交流会を実施しています。	健康推進課
新生児訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）	新生児（乳児）とその親を対象とした訪問指導を実施しています。	健康推進課
訪問指導事業	育児や保健指導が必要と思われる妊婦や乳幼児とその親を対象に家庭訪問による子育てについて相談・助言指導を実施しています。	健康推進課
乳児健康診査（委託）事業	1歳未満児を対象とした医療機関における健康診査を実施しています。	健康推進課
乳幼児健康診査事業	3か月以上5か月未満の乳児、1歳6か月以上2歳未満の幼児及び3歳以上4歳未満の幼児を対象とした集団健康診査を実施しています。	健康推進課
健診事後指導事業	乳児、1歳6か月児、3歳児健康診査において要観察とされた子とその親に対する指導・相談を実施しています。	健康推進課
子育て相談事業	乳幼児とその親を対象とした子育て相談、栄養相談及び歯科相談を実施しています。	健康推進課
もぐもぐ歯っぴい教室事業	生後8か月から9か月児を対象とした栄養指導と歯磨き教室を実施しています。	健康推進課

事業名	事業概要	主担当課
予防接種事業	「予防接種法」に基づく予防接種を実施しています。	健康推進課
歯科保健事業	妊婦及び幼児とその親を対象とした歯科健診、歯科指導及び2歳児にフッ素塗布を行っています。	健康推進課
園児の歯みがき運動事業(幼稚園・保育所の歯科保健指導)	市内の幼稚園・認定こども園・保育所にて親子歯みがき教室とよい子歯みがき教室を行っています。	健康推進課 子育て支援課
6歳臼歯保護育成事業(シーラント処置)	6歳臼歯の大切さについて親子が理解し、歯科保健指導とシーラント処置を実施しています。	健康推進課
離乳食教室事業	乳児をもつ親に対する離乳食の進め方の指導を行っています。	健康推進課
食育事業の推進	食育に関しての関係機関の連携により現状を把握し、検討会を実施しています。	健康推進課
子ども医療費助成事業	小学校終了までの入通院医療費及び中学校生入院医療費の自己負担分を助成しています。また、中学校生の通院医療費の自己負担分の3分の2を助成しています。	保険医療課
かかりつけ医の推進	かかりつけ医をもつよう啓発を行っています。	健康推進課
かかりつけ歯科医の推進	定期歯科健診の推進を図るため、各教室や健診の場にてかかりつけ歯科医をもつよう啓発を行っています。	健康推進課

基本施策（２）地域における子育て支援サービスの充実・・・・・・・・

地域コミュニティが希薄になりつつある現代において、地域社会における子どもを育てる力が低下しており、その再生が求められています。そのためには、子どもや親にとって身近な生活圏である地域が、日常的に子どもや親と接し、親の相談や子どもの健全育成などにおいて重要な役割を担う必要があります。

こうした状況を踏まえ、今後も地域における子育て支援サービスを充実させ、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、子育て・子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築くことができるよう、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
つどいの広場事業	主に乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集い、語り合えるように相互交流を図る場所（美和児童館）を提供しています。	子育て支援課
子育て支援センター事業	主に子育て中の親子を対象に、昭和保育園、美和保健センター及び七宝高齢者生きがい活動センターにて実施しています。また、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、子育て相談、子育て情報の提供や育児講演会、育児講座の開催、ＴＯ ³ （と・と・と）クラブ、親子教室等の実施、子育てサークルの支援等を行っています。 地域に密着した子育て家庭の支援ができるよう、子育て支援センターを開所しています。	子育て支援課
子育てサロン事業	身近な地域における親子のつどいの場として、甚目寺公民館・七宝公民館を利用して、月に数回、「子育て支援情報コーナー」「遊びスペース」「飲食スペース」を設置し、子育てサロンを開催しています。また、育児への不安や悩みを持つ親や閉じこもりがちな親に、子育てネットワークや支援ボランティアが交流しながら相談や助言を行っています。	生涯学習課
児童館事業	市内６か所の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供しています。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができます。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について、助け合う会員組織の運営を行っています。	子育て支援課
人権ふれあいセンター事業	次代を担う子どもたちが健康な身体と精神を持ち、個性豊かに成長するために、図書室等を開放しています。また、ミニシアターなどを開催して、児童の健全育成を図っています。	人権推進課

事業名	事業概要	主担当課
民生委員・児童委員、主任児童委員	民生委員・児童委員、主任児童委員との連絡会を各小・中学校ごと年1回開催し、見守りが必要な児童、生徒の情報を共有することにより、見守り活動を実施しています。また、高齢者のみの世帯、障がい者（児）のいる世帯については、年1回状況調査をすることにより、必要に応じた見守り活動を実施しています。	社会福祉課
健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発物の配布を実施しています。	生涯学習課
女性相談、母子・父子相談事業	家庭を取り巻く様々な悩みごと等に対して、豊かな知識や経験を持つ相談員が問題解決に当たります。	子育て支援課
読み聞かせ・紙芝居事業	子育て中の親及び子どもに対する読書を通じた親子のふれあいの支援を行っています。乳児健診終了後に保健センターにおいて、ボランティアによる読み聞かせを行っており、また、甚目寺公民館にて、毎週土曜日午後ボランティアによる絵本の読み聞かせと紙芝居の上演を実施しています。	生涯学習課
講座・教室の開催	親子の絆を深めるため各種の親子対象事業を実施しています。	生涯学習課
コアラ教室事業	2歳児を対象とした親子遊びと交流会を実施しています。	子育て支援課
おはなし会事業	子育て中の親及び子どもに対する読書を通じた親子のふれあいの支援を実施しています。	生涯学習課
子育てネットワーカーによる子育て講座事業	地域において子育て支援を行っている子育てネットワーカーによる子育て講座を行っています。	生涯学習課
未就園児体験事業の推進	保育所にて園庭開放を実施し、未就園児の遊び場の提供や育児相談を行っています。	子育て支援課（公立保育所）
未就園児体験事業の推進	幼稚園や認定こども園等で、未就園児の遊び場の提供や育児相談を行っています。	私立幼稚園 私立認定こども園
心配ごと相談事業	生活上のいろいろな心配や悩み等について、民生委員・児童委員等による相談、弁護士による法律相談を実施しています。	社会福祉協議会
ボランティアセンター事業	社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティア活動の啓発、養成、活動紹介、派遣調整を実施しており、その中で子育て支援を目的とした、ボランティア団体（11団体）の活動支援を実施しています。	社会福祉協議会
利用者支援事業	子育てコンシェルジュ又は母子コーディネーターが、地域における様々な子育て支援サービスの紹介を行ったり、子育てに関する相談を受け専門の施設へ繋いだりする役割を担い、市民（利用者）が多岐にわたる子育て支援サービスを円滑に利用できるようにします。	子育て支援課

基本施策（３）子育て支援のネットワークづくり・・・・・・・・

市内において様々な子育て支援サービスが取り込まれる一方、子どもやその保護者にとっては、情報を把握しづらいケースがあります。こうしたことから、市内の各所で実施する子のつどいの場など、身近なところでの相談や保護者同士が交流できる場を充実します。また、各種の相談事業では、一人ひとりの状況を受け止め、家庭や地域の中で孤立しないように、必要な支援を行います。

また、子育て情報のワンストップサービスとしてウェブサイト、メールマガジンなどを用いた利用者への情報配信、意見交換を今後も進めていきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
子育てサロン事業 (再掲)	身近な地域における親子のつどいの場として、甚目寺公民館・七宝公民館を利用して、月に数回、「子育て支援情報コーナー」「遊びスペース」「飲食スペース」を設置し、子育てサロンを開催しています。また、育児への不安や悩みを持つ親や閉じこもりがちな親に、子育てネットワークや支援ボランティアが交流しながら相談や助言を行っています。	生涯学習課
子育て支援ネットワーク事業	主に子育て家庭を対象にウェブサイト及びメールマガジンを通じて地域の子育てに関する情報を提供しています。また、子育て支援にかかわる市民活動団体等のネットワーク会議を開催し、情報共有及び意見交換会等を行なっています。	子育て支援課

基本施策（４）子育て家庭の経済的負担の軽減・・・・・・・・

少子高齢化や単身化がさらに進行し、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、地域、市民に大きな影響を及ぼし、子育てにかかる経済的負担が増大しているといえます。貧困による格差の広がりは、教育や進学を機会を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。

今後においても、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
児童手当支給事業	中学校卒業までの児童を養育している者に、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため手当を支給しています。	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	一定の要件にあてはまる18歳以下の児童を監護する母、監護し、かつ、生計を同じくしている父又は当該児童を養育する養育者に対して、母子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給しています。	子育て支援課
遺児手当(県・市)支給事業	一定の要件にあてはまる18歳以下の児童を監護・養育している方に対して、母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給しています。	子育て支援課
子ども医療費助成事業(再掲)	小学校終了までの入通院医療費及び中学校生の入院医療費の自己負担分を助成しています。また、中学校生の通院医療費の自己負担分の3分の2を助成しています。	保険医療課

基本施策（５）ひとり親家庭等の自立支援の推進・・・・・・・・

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や都道府県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

子どもを貧困の連鎖から断ち切り、将来の自立した生活を確保するため、家庭の状況に左右されることなく、すべての子どもの学びが保障されるよう、引き続き支援を実施します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
要保護・準要保護児童生徒就学援助費補助事業	経済的な理由で援助を必要とする世帯（児童生徒）に対して、小学校・中学校に通う子どもを対象に給食費・学用品・修学旅行費等の一部を補助しています。	学校教育課
母子・父子家庭就業相談事業	母子・父子家庭の就業に関する相談等に応じています。	子育て支援課
母子・父子家庭医療費助成事業	18歳以下の児童を扶養している母子・父子で、一定の要件に該当する方に、入通院医療費自己負担額の助成をしています。	保険医療課
ひとり親家庭の子ども の生活・学習支援事業	将来の進路選択の幅を広げ、子どもの生活の向上を図ることができるよう、大学生等のボランティアによる学習支援を実施します。	子育て支援課

基本目標 3 地域におけるすべての子どもの育ちを支えます

基本施策（１）地域で子どもが安心できる居場所づくりの推進・・・・・・・・

今後も、放課後や休日における学校の校庭や体育館の開放を実施するとともに、「新・放課後子どもプラン」について、地域住民等の参画を得て、子どもたちの放課後の遊びと学びの場として充実が図れるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施等その運営方法も含めて検討していきます。

子どもが社会や地域に参加し、地域の中でさまざまな人や物事に触れ合い、近所で利用できる野外事業や体験、経験を重ねることによって、子どもの豊かな心を育てるよう、学習の場や機会を提供します。

また、地域に住む子どもたちをはじめ、地域に住む大人たちも参加できる異年齢や世代間交流の機会などを充実し、子どもたちが他者の個性や考え方を理解する力を育むことができる環境づくりを進めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
放課後児童クラブ事業	下校後等、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図ることを目的として放課後児童クラブを行っています。市内16か所の小学校・児童館等を利用して、実施しています。	子育て支援課
放課後子ども教室事業	放課後の子どもたちの安全な居場所を設け、スポーツ・文化活動、地域との交流等を通して健全な育成を図っています。市内8か所の小学校を利用して実施しています。	子育て支援課
放課後子ども総合プラン	全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施を希望する学校区を把握し、計画的な整備を推進します。また、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、打合せの場の確保に努めます。	子育て支援課
コミュニティ活動推進事業	コミュニティ推進協議会が主体となり、各種行事を通して地域住民の世代を超えた交流を行っています。	企画政策課
まつり事業	市、観光協会等が主体となり、まつりを通して地域住民の世代を超えた交流事業を実施しています。	企画政策課
青少年健全育成推進事業（推進協議会）	「青少年健全育成推進協議会」を開催し、街頭啓発活動を実施し、市民意識の高揚及び環境の浄化に努めています。	生涯学習課
多彩な体験活動の機会の推進	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動の推進を行っています。「エコきっず調査隊」	生涯学習課

事業名	事業概要	主担当課
小・中学校開放の推進	各小学校において運動場及び体育館、各中学校において運動場、体育館、柔・剣道場及び卓球場の学校体育施設を開放することで、スポーツの健全な普及発展を図るとともに、市民の健康保持と体力の増進並びに親睦を深め市民生活を楽しく豊かにするため、学校教育に支障のない範囲で開放しています。	スポーツ課
児童館事業（再掲）	市内6か所の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供しています。専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができます。	子育て支援課
障がいのある未就学児の場の確保（再掲）	障がいのある未就学児を対象とした児童発達支援事業を活用し、療育支援と発達支援が受けられる場の確保に努めます。	社会福祉課
障がいのある就学児の場の確保（再掲）	障がいのある就学児を対象とした放課後等デイサービスや日中一時支援事業を活用し、学校教育との連携を図りながら、平日の放課後や休日、夏季休業をはじめとする長期休業期間などにおいて、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童・生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保を推進します。	社会福祉課

基本施策（２）安全・安心なまちづくり・・・・・・・・

子どもがのびのびと遊べる場の確保とともに、子どもが安全に遊ぶことができ、親も安心して子どもを遊ばせることができる場の充実を進めるため、地域の集会所や公園などの積極的な活用を今後も進める一方、関係団体や関連する機関、地域の協力を得ながら、安全に外で遊べる環境づくりに努めます。

公共施設、道路、公園などの整備や改修時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、既存施設については、ベビーカーでの親子連れや、障がい者が利用しにくい道路や交通機関、公共施設などバリアフリー化を進めます。

また、防災等の緊急連絡や地域防犯の強化等を図るとともに、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
生活安全相談員配置事業	生活安全に関する相談及び市民の安全活動に対する専門的な指導又は助言を実施し、市民生活の安定及び向上を目的として実施しています。	安全安心課
宅地供給の促進	基盤整備のための区画整理事業の推進や市街化区域内の宅地化の促進と民間の秩序ある宅地開発の誘導を行っています。	都市計画課
都市公園の整備促進	子どもが犯罪等の被害に遭わないような環境に配慮した公園及び緑地の整備促進を行っています。	都市計画課
地域の道路整備の推進	道路、歩道の整備推進を行っています。	土木課
交通安全施設整備の推進	通学路整備、交差点改良整備、道路照明灯設置、防護柵及び道路反射鏡の整備を行っています。	土木課
交通安全教室の実施	通学路等の交通安全施設の点検・整備を行っています。市内の公立保育所における親子交通安全教室を開催しています。各小・中学校の児童・生徒を対象とした自転車教室を開催し、通学路における交通安全街頭指導を行い、チャイルドシート装着の啓発・指導も実施しています。	学校教育課 子育て支援課 (公立保育所)
建築物のバリアフリー化の推進	愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく整備を推進しています。	都市計画課
児童遊園等の施設整備事業	児童遊園及びちびっ子広場の整備を実施しています。	子育て支援課
公園施設維持管理事業	公園遊具等の定期的な点検・修理を実施しています。	都市計画課 子育て支援課
防犯灯整備事業	犯罪の抑制効果として、防犯灯は有効であり、地区で設置される防犯灯に対する補助を行っています。	安全安心課

事業名	事業概要	主担当課
防犯資機材の支給	スクールガード等の自主防犯団体へ必要な防犯資機材を支給し、防犯活動の支援も行っています。	安全安心課
民生委員・児童委員、主任児童委員（再掲）	民生委員・児童委員、主任児童委員との連絡会を各小・中学校ごと年1回開催し、見守りが必要な児童、生徒の情報を共有することにより、見守り活動を実施しています。また、高齢者のみの世帯、障がい者（児）のいる世帯については、年1回状況調査をすることにより、必要に応じた見守り活動を実施しています。	社会福祉課
「通学路こども110番の家」の設置	子どもを犯罪から守るために、「通学路こども110番の家」を地域の方に委嘱し、玄関先等には、津島警察署より受領した看板を掲げて、子どもが危険を感じたら、看板を目印に逃げ込むよう、児童・生徒並びに保護者に指導を促しています。	学校教育課
ワイヤーロック配布事業	市内の自転車盗難関連犯罪の発生を抑制するために、新中学1年生に自転車用ワイヤーロックを配布し、ツーロックを奨励しています。	安全安心課
安全安心メール事業	あま市安全安心メールに登録された保護者に各小・中学校、保育所が緊急連絡等をメールで一斉配信しています。また、防災に関する情報や近隣で発生した不審者情報も登録者へメール配信しています。	安全安心課 学校教育課 子育て支援課
交通安全教室の実施	各園独自で親子交通安全教室を開催しています。	私立幼稚園 私立認定こども園

基本施策（３）配慮が必要な子どもへの支援・・・・・・・・

子どもの権利の趣旨について、さまざまな機会を活用し、幅広く市民への啓発を行うとともに、子どもの視点に立った施策の実現に努めます。

子ども自身や保護者などが、子どもの権利について、困った時に気軽に相談できる体制を充実するとともに、児童虐待防止対策の充実として、虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、要保護児童対策地域協議会において、各機関のさらなる連携と機能の強化を図ります。また、心身の障がいや発達へ支援の必要な児童に対し、適切なサービスの提供を目指します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
要保護児童対策連絡協議会	子育て支援にかかわる機関が連携し、早期に児童虐待を発見し、早期対応を可能にするため、関係機関で協議会を組織しています。	子育て支援課
虐待等防止ネットワーク協議会	虐待を防止するため、ネットワークを形成し、虐待等の個別事例への対応や虐待発生防止の啓発などを行うためのネットワーク協議会を設置しています。	子育て支援課
特別児童扶養手当支給事業	身体、知的発達又は精神に中度・重度の障がい（又は病状）を有する20歳未満の児童を監護・養育している方に対して、身体・知的発達又は精神に障がいのある児童の福祉の増進を図るため手当を支給しています。	社会福祉課
民生委員・児童委員、主任児童委員（再掲）	民生委員・児童委員、主任児童委員との連絡会を各小・中学校ごと年1回開催し、見守りが必要な児童、生徒の情報を共有することにより、見守り活動を実施しています。また、高齢者のみの世帯、障がい者（児）のいる世帯については、年1回状況調査をすることにより、必要に応じた見守り活動を実施しています。	社会福祉課

基本目標 4 仕事と子育ての両立を推進します

基本施策（１）仕事と子育ての両立を図るための環境の整備・・・・・・・・

女性の現在の就労状況は、出産、子育て期の労働力率が低くなる、いわゆるM字型曲線になっており、子育てによって女性が仕事を辞めたり、中断したりすることが少なくありません。子どもを出産後も働きたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供や総合的な放課後児童対策による基盤整備を図ります。

また、子育てへの父親参加を促進するため、男性が家事・育児をするための意識づくりや、男性が家事・育児に参画するための学習の場やきっかけづくりに取り組みます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
男女共同参画事業	男女共同参画に関する認識を深めるために、各種講演会等を開催するなどあらゆる場において意識の啓発に努めています。男女の協力関係によって職場・家庭・地域等における各種の活動に、参加できるよう環境の整備に努めています。	人権推進課
通常保育事業（再掲）	保護者等の労働等により、保育を必要とする乳幼児の保育を行うことで、保護者等の仕事と子育ての両立支援を行います。また、保育施設等における乳幼児の保育に関する相談・助言を行っています。	子育て支援課
延長保育事業（再掲）	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常の開園時間を延長して保育を実施します。また、私立認定こども園等に対して事業に係る経費を補助していきます。	子育て支援課
一時預かり事業(再掲)	児童の保護者の就労、疾病等、緊急に保育が必要なときに利用できるよう、満1歳以上の就学前児童を対象に、一時預かり（非定型的保育、緊急保育、私的保育）を実施します。また、私立認定こども園等に対して事業に係る経費を補助していきます。	子育て支援課
低年齢児途中入所円滑化事業（再掲）	低年齢児（乳児及び1・2歳児）の保育施設への途中入所に対応するために、私立認定こども園にあらかじめ保育教諭を配置する経費を補助していきます。	子育て支援課
障がい児等保育事業（再掲）	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児及び食物アレルギーのある児童の保育を実施しています。また、私立認定こども園等に対して事業に係る費用を補助していきます。	子育て支援課
放課後児童クラブ事業（再掲）	下校後等、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図ることを目的として放課後児童クラブを行っています。市内16か所の小学校・児童館等を利用して、実施しています。	子育て支援課

事業名	事業概要	主担当課
放課後子ども総合プラン（再掲）	全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施を希望する学校区を把握し、計画的な整備を推進します。また、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、打合せの場の確保に努めます。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について、助け合う会員組織の運営を行っています。	子育て支援課

基本施策（２）産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備・・・・・・・・

国は、「子育て安心プラン」において、待機児童を解消するとともに「M字カーブ」の解消を目指しており、本市においても、保育ニーズを適切に見込みながら、対応していく必要があります。

子どもを出産後も働きたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供の充実を図ります。就労状況やその変化にかかわらず子どもを受け入れられるよう、待機児童を生じさせない適切な対応や、地域資源を生かしながらの様々な子育て支援サービスについての相談、情報提供を行い、関係機関との連絡調整を行っていきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
低年齢児途中入所円滑化事業（再掲）	低年齢児（乳児及び1・2歳児）の保育施設への途中入所に対応するために、私立認定こども園にあらかじめ保育教諭を配置する経費を補助していきます。	子育て支援課
育休明けの入所予約事業	年度途中で育休から職場復帰を予定されている方を対象に実施しています。	子育て支援課
利用者支援事業（再掲）	子育てコンシェルジュ又は母子コーディネーターが、地域における様々な子育て支援サービスの紹介を行ったり、子育てに関する相談を受け専門の施設へ繋いだりする役割を担い、市民（利用者）が多岐にわたる子育て支援サービスを円滑に利用できるようにします。	子育て支援課



第5章 教育・保育の量の見込みと 確保方策、実施時期

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「あま市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況



に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1)「量の見込み」は、「家庭類型」などから算出します・・・・・・・・

① 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1号・2号・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。

このために下表のとおりニーズ調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

母親 父親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労
				月 120 時間以上の就労	月 120 時間未満 60 時間以上の就労	月 60 時間未満の就労	
ひとり親		タイプ A					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプ B	タイプ C		タイプ C'	
パートタイム就労 (産休・育休含む)	月 120 時間以上の就労		タイプ C	タイプ E			
	月 120 時間未満 60 時間以上の就労				タイプ E'		タイプ D
	月 60 時間未満の就労		タイプ C'				
未就労				タイプ D			タイプ F



保育の必要性あり



保育の必要性なし

タイプ A : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 タイプ B : フルタイム共働き家庭 (両親がフルタイムで就労している家庭)
 タイプ C : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプ C' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプ D : 専業主婦 (夫) 家庭
 タイプ E : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプ E' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプ F : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2)「量の見込み」等を算出する項目・・・・・・・・

子ども・子育て支援事業計画に定める次の1～13の事業について、ニーズ調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、教育・保育提供区域における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、さらに不足する場合の確保の方策（整備目標）を定めます。

【 教育・保育の量の項目 】

	認定区分	対 象 事 業		事業の対象家庭	調査対象年齢
1	1号認定	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	専業主婦(夫)家庭 就労時間の短い家庭	3～5 歳 (3 歳以上児)
	2号認定	保育認定	幼稚園	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
		保育認定	認定こども園 保育所	ひとり親家庭 共働き家庭	0～2 歳 (3 歳未満児)
	3号認定	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育		

【 地域子ども・子育て支援事業の項目 】

	対 象 事 業	事業の対象家庭	調査対象年齢
2	時間外保育事業（延長保育事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5 歳
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	ひとり親家庭 共働き家庭	5 歳 1～6 年生
4	子育て短期支援事業 （ショートステイ及びトワイライトステイ）	すべての家庭	0～18 歳
5	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2 歳
6	一時預かり事業 （幼稚園在園児対象の一時預かり）	すべての家庭	3～5 歳
7	（保育所、認定こども園、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり）	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5 歳
8	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5 歳 1～6 年生
9	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	すべての家庭	0～5 歳 1～6 年生
10	利用者支援事業	すべての家庭	
11	妊婦健康診査事業	すべての妊婦	
12	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭	
13	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭	

(3) ニーズ量の算出方法 ・ ・ ・ ・ ・

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、ニーズ調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。

1 段階

【現在の家庭類型の算出】

ニーズ調査回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

2 段階

【潜在的な家庭類型の算出】

現在の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在的な家庭類型でニーズ調査回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

3 段階

【潜在的な家庭類型別の将来児童数の算出】

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在的な家庭類型を掛け合わせます。

4 段階

【利用意向率の算出】

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

たとえば、病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

5 段階

【事業やサービス別の対象となる児童数の算出】

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在的な家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

6 段階

【ニーズ量の算出】

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から令和6年度まで各年毎のニーズ量が算出されます。

3 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	686	679	670	661	650
1歳	699	700	693	683	674
2歳	764	713	714	707	697
3歳	697	773	721	722	715
4歳	783	700	777	725	725
5歳	723	787	703	779	728
6歳	856	725	789	705	781
7歳	786	857	726	790	706
8歳	772	783	854	723	787
9歳	856	778	789	860	729
10歳	862	858	780	791	862
11歳	864	865	861	783	794

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【 概要 】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園や、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象に小人数で保育を行う小規模保育事業などがあります。

【 現状 】

本市では、令和元年6月時点で私立幼稚園が6園、私立認定こども園が3園、公立保育所が9園、小規模保育事業が1園あり、それぞれの施設が本市の就学前子どもたちの健やかな成長を支えています。

【 量の見込みと確保策 】

〈 令和2年度 〉

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		2,203人			1,463人	686人
量の見込み（A）		593人	472人	1,020人	566人	119人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	105人	—	1,270人	610人	130人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	1,523人		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	15人	2人
確保量合計（B）		1,628人		1,270人	625人	132人
過不足（C）＝（B）－（A）		563人		250人	59人	13人

〈 令和 3 年度 〉

		令和 3 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2 歳	0 歳
児童数（推計）		2,260 人			1,413 人	679 人
量の見込み（A）		608 人	484 人	1,046 人	551 人	119 人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	105 人	—	1,270 人	610 人	130 人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	1,523 人		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	31 人	5 人
確保量合計（B）		1,628 人		1,270 人	641 人	135 人
過不足（C）＝（B）－（A）		536 人		224 人	90 人	16 人

〈 令和４年度 〉

		令和４年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		2,201人			1,407人	670人
量の見込み（Ａ）		592人	472人	1,019人	553人	119人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	405人	—	1,345人	630人	140人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	1,118人		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	31人	5人
確保量合計（Ｂ）		1,523人		1,345人	661人	145人
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		459人		251人	108人	26人

〈 令和 5 年度 〉

		令和 5 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2 歳	0 歳
児童数（推計）		2, 226 人			1, 390 人	661 人
量の見込み（A）		599 人	477 人	1, 030 人	551 人	118 人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	405 人	—	1, 345 人	630 人	140 人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	1, 118 人		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	31 人	5 人
確保量合計（B）		1, 523 人		1, 345 人	661 人	145 人
過不足（C）＝（B）－（A）		447 人		315 人	110 人	27 人

〈 令和 6 年度 〉

		令和 6 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2 歳	0 歳
児童数（推計）		2, 168 人			1, 371 人	650 人
量の見込み（A）		583 人	465 人	1, 003 人	548 人	117 人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	405 人	—	1, 345 人	630 人	140 人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	1, 118 人		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	31 人	5 人
確保量合計（B）		1, 523 人		1, 345 人	661 人	145 人
過不足（C）＝（B）－（A）		475 人		342 人	113 人	28 人

【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、幼児教育・保育の無償化の影響や 3 歳未満児の保育ニーズなどに注視をしながら、待機児童を生じさせないよう適当な時期により効果的な教育・保育施設の確保に努めていきます。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業・・・・・・・・

【概要】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【現状】

現状は、基本型と母子保健型との2か所で実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置箇所数	—	—	2か所	2か所

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保策（B）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差引（B）－（A）	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【今後の方向性】

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。引き続き、基本型と母子保健型の2か所で、事業を実施します。

(2) 時間外保育事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【 現状 】

現状は、市内の認定こども園、保育所の全12か所で実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	123人	141人	127人	194人
実施箇所数	12か所	12か所	12か所	12か所

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	192人	192人	188人	188人	185人
実施箇所数 （確保方策）	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
確保策（B）	192人	192人	188人	188人	185人
差引（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

計画期間の「量の見込み」に対して、市内の認定こども園、保育所の全12か所での対応により、確保に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）・・・・・・・・

【 概要 】

保護者の就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数	747人	937人	994人	1,128人
定員	790人	871人	1,006人	1,066人
クラブ数	16か所	16か所	16か所	16か所

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,008人	982人	972人	936人	942人
1年生	340人	293人	315人	284人	311人
2年生	198人	220人	184人	202人	178人
3年生	189人	195人	210人	179人	193人
4年生	115人	106人	107人	117人	98人
5年生	112人	113人	102人	104人	112人
6年生	54人	55人	54人	50人	50人
実施箇所数	32か所	32か所	32か所	32か所	32か所
確保策（B）	1,066人	1,066人	1,066人	1,066人	1,066人
差引（B）－（A）	58人	84人	94人	130人	124人

【 今後の方向性 】

放課後の児童の健全育成と保護者の就労支援をより充実させるため、学区ごとの需給状況を踏まえて放課後児童クラブの充実を図ります。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）・・・・・・・・

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【 現状 】

現状では、近隣にある児童福祉施設等の3か所に委託しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	—	—	—	—

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	14人日	14人日	14人日	14人日	14人日
実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保策（B）	14人日	14人日	14人日	14人日	14人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

一時的に家庭での養育が困難となった児童に必要な養育を行うため、児童福祉施設等において預かる体制を整えます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

保健師等が、生後120日までの乳児のいる全すべての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【 現状 】

訪問は、本市健康推進課の保健師が実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ訪問件数	688件	669件	711件	638件

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	686件	679件	670件	661件	650件
確保策（B）	686件	679件	670件	661件	650件
差引（B）－（A）	0件	0件	0件	0件	0件

【 今後の方向性 】

今後も、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うなど、継続して実施します。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業・・・・・・・・

【概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不適當であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童又は出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

【現状】

① 養育支援訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ派遣世帯数	6件	41件	45件	64件

② 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開催回数	21回	19回	14回	17回
要保護児童対策地域協議会代表者会議	1回	1回	1回	1回
要保護児童対策地域協議会実務者会議	12回	12回	12回	12回
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	8回	6回	1回	4回

【 量の見込みと確保策 】

① 養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（Ａ）	62件	62件	61件	61件	60件
確保策（Ｂ）	62件	62件	61件	61件	60件
差引（Ｂ）－（Ａ）	0件	0件	0件	0件	0件

② 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（Ａ）	18回	18回	18回	18回	18回
要保護児童対策地域協議会代表者会議	1回	1回	1回	1回	1回
要保護児童対策地域協議会実務者会議	12回	12回	12回	12回	12回
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	5回	5回	5回	5回	5回
確保策（Ｂ）	18回	18回	18回	18回	18回
要保護児童対策地域協議会代表者会議	1回	1回	1回	1回	1回
要保護児童対策地域協議会実務者会議	12回	12回	12回	12回	12回
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	5回	5回	5回	5回	5回
差引（Ｂ）－（Ａ）	0回	0回	0回	0回	0回

【 今後の方向性 】

養育支援が必要と認められる児童等について、今後も継続して事業を実施します。

(7) 地域子育て支援拠点事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

七宝子育て支援センター、美和子育て支援センター、甚目寺子育て支援センター、美和つどいのひろばの4か所で実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	37,993人日	36,065人日	34,705人日	36,803人日
実施箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	36,185人日	35,225人日	34,973人日	34,535人日	34,030人日
実施箇所数 （確保方策）	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保策（B）	36,185人日	35,225人日	34,973人日	34,535人日	34,030人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

既存の子育て支援センター、つどいの広場において、今後も継続して事業を実施し、利用しやすい運営に努めます。

(8) 一時預かり事業・・・・・・・・

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

また、幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中に希望者を預かる事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ人数	57,350人日	56,521人日	55,005人日	50,770人日
幼稚園における 一時預かり	52,067人日	51,689人日	50,172人日	45,630人日
その他	5,283人日	4,832人日	4,833人日	5,140人日

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（Ａ）	44,396人日	45,361人日	44,228人日	44,665人日	43,533人日
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	5,481人日	5,623人日	5,476人日	5,538人日	5,394人日
2号認定による 定期的な利用	33,413人日	34,278人日	33,383人日	33,762人日	32,883人日
その他	5,502人日	5,460人日	5,369人日	5,365人日	5,256人日
確保策（Ｂ）	44,396人日	45,361人日	44,228人日	44,665人日	43,533人日
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	5,481人日	5,623人日	5,476人日	5,538人日	5,394人日
2号認定による 定期的な利用	33,413人日	34,278人日	33,383人日	33,762人日	32,883人日
その他	5,502人日	5,460人日	5,369人日	5,365人日	5,256人日
差引（Ｂ）－（Ａ）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
2号認定による 定期的な利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
その他	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

計画期間の「量の見込み」に対して、既存施設での対応により、確保に努めます。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業） ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

病児及び病後児について、病院等に付設された専用スペース等において、一時的に保育する事業です。

【 現状 】

現状は、市民病院内の病児病後児保育室 1 か所で実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	—	76人日	143人日	163人日
実施箇所数	—	1か所	1か所	1か所

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	180人日	177人日	174人日	171人日	170人日
実施箇所数 （確保方策）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保策（B）	180人日	177人日	174人日	171人日	170人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、各年度の利用状況を見ながら事業を実施します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業・・・・・・・・

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間登録人数	625人	719人	1,338人	1,241人

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,224人日	1,192人日	1,175人日	1,139人日	1,141人日
確保策（B）	1,224人日	1,192人日	1,175人日	1,139人日	1,141人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

利用状況やニーズを踏まえ、ニーズが充足される確保の内容を維持していきます。

(11) 妊婦健康診査事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。また、出産予定日現在35歳以上となる妊婦を対象に、超音波検査1回分の受診票を交付します。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診対象者数	9,559人	9,308人	10,448人	9,598人

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	9,604人	9,506人	9,380人	9,254人	9,100人
確保策（B）	9,604人	9,506人	9,380人	9,254人	9,100人
差引（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

子育て世帯を取り巻く環境が変化しており、早期から子育てに対する準備を支援するため、今後も妊婦数に応じ対応していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・・・・・・

【 概要 】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び幼稚園（未移行）における食材費（副食費）に対する助成を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	15人	11人	13人	12人

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	10人	10人	10人	10人	10人
確保策（B）	10人	10人	10人	10人	10人
差引（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

実費徴収額について、国・県と同様に低所得世帯等を対象に費用の一部を補助します。

(13) 多様な主体が制度に参入することを促進するための事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診対象者数	—	—	2人	4人

【 量の見込みと確保策 】

○認定こども園特別支援教育・保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	4人	4人	4人	4人	4人
確保策（B）	子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の提供を図るため、職員の加配に必要な費用の補助を実施。				

【 今後の方向性 】

私立認定こども園において、健康面・発達面で特別な支援が必要な子どもを受け入れるための費用の一部を補助します。

なお、新たな事業者の参入予定はありません。

6 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- ・認定こども園が幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知します。
- ・幼稚園及び認可保育所（園）から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。
- ・認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）と小学校等との連携を推進します。
- ・認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満児の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながることから、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携により、切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。
- ・保育士等の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等の体制整備に努めます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

7 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけられていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園での預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。

そのため、この新たな給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼するなど、県と連携して実施します。

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, some with thin white outlines, arranged in a cluster.

第 6 章 計画の推進に向けて

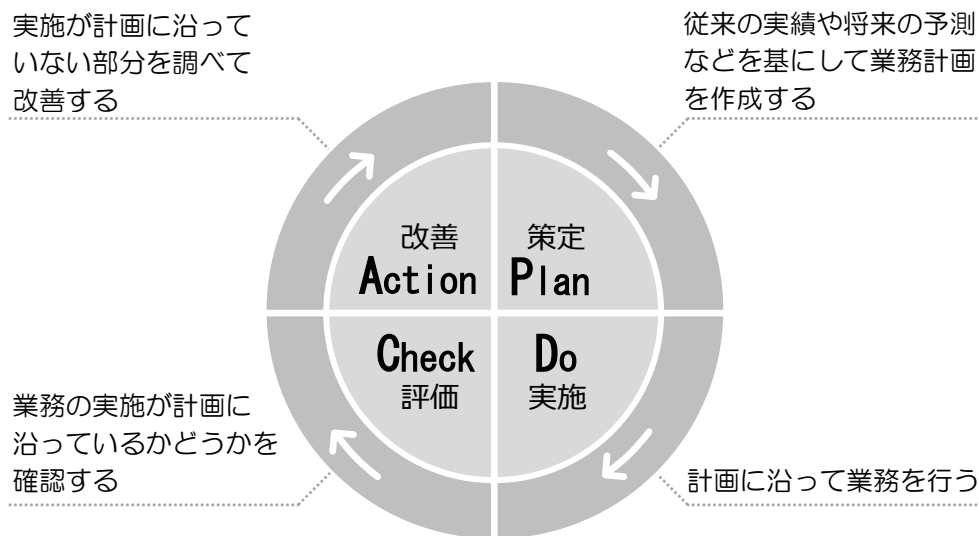
1 計画の進捗管理

本計画に基づく取組みの実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「あま市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて、実施に向けて検討及び取組みを進めます。



PDCAサイクルのイメージ



2 計画の推進

本計画を推進していくためには、庁内関係各課、民生委員・児童委員や子育てに係る市民活動団体等との連携、そして、地域の方々の協力と参加が必要です。

そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と幼稚園、保育園、認定こども園、学校等、各種団体、地域住民との連携を図ります。